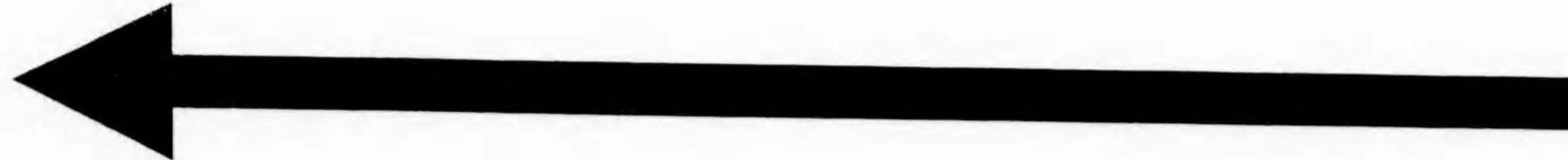


始



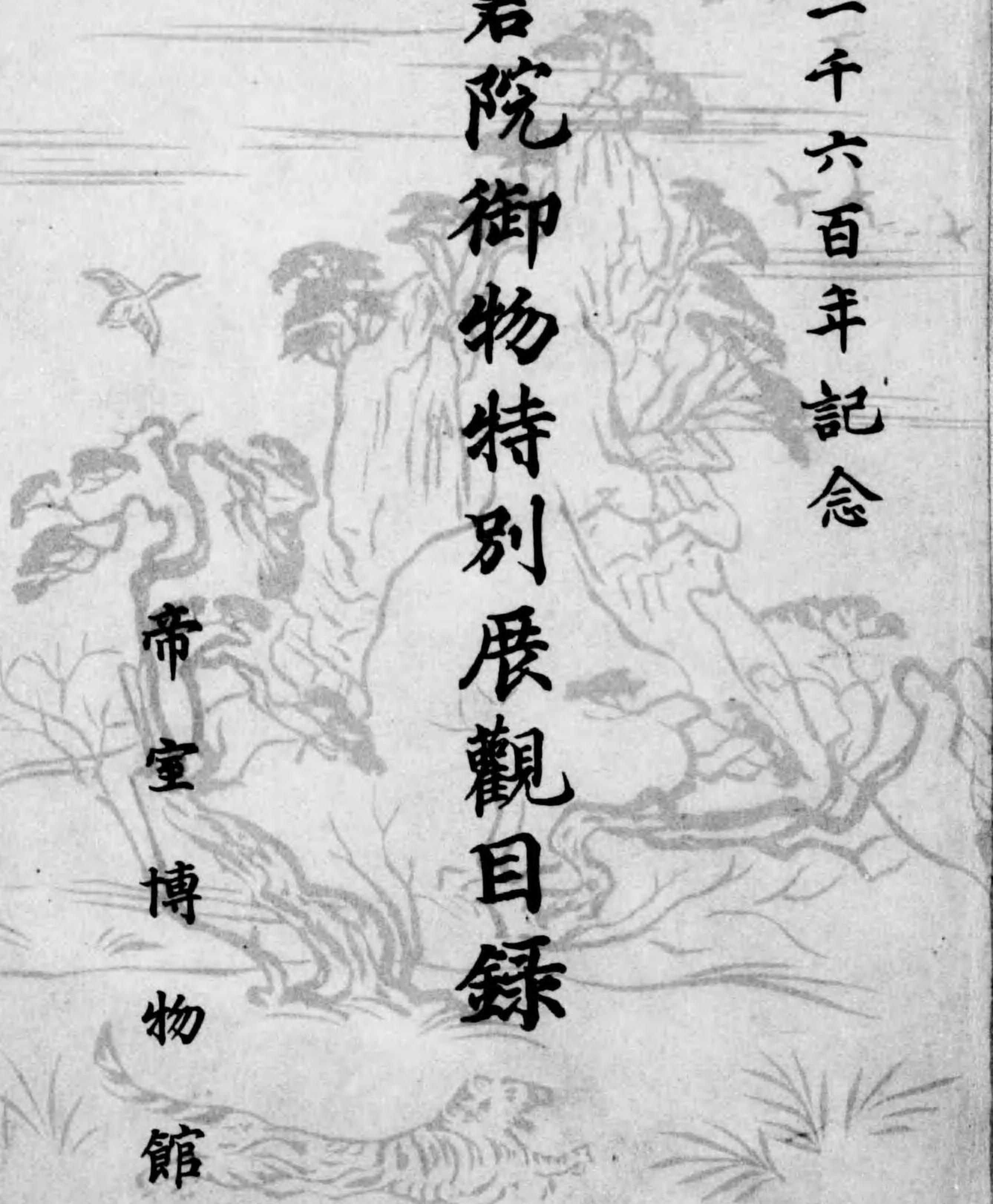
912

8

紀元二千六百年記念

正倉院御物特別展観目録

帝室博物館



709.2
TE 28

(7)

序

聖武天皇の御遺愛品を初めとして、文華燦然と輝ける奈良朝藝術の精粹

を集めし正倉院御物の貴重なる所以は、今更めて贅言するを要せざるべし。

世に千古の遺品必しも歎しとせず。然れども之等は概ね地下に埋没せるもののが偶然に發見せられたるものなり。正倉院御物の如く勅封によりて千歳

を地上に安泰たりしもの何處にかその例を見むや。蓋しこれ國體の精華を

如實に示す邦家の至寶たり。

茲に紀元一千六百年記念のため、特に正倉院御物の一部を出藏せられ、
十一月五日より二十四日に亘り、これを東京帝室博物館に陳列し國民一般
に拜觀を差許さる。本館の光榮はもとより國民の感激や如何ばかりならむ。

聖恩の無邊なることまことに恐懼措く能はざるなり。

展觀せらるる御物は總數、百四十有餘なり。特に御由緒の貴く破損の虞
あるものは展觀を避けたりと雖も、その多種に及べるは以つて十分に御府

の盛容を拜察し得べし。更に現代乃至將來の文化向上の上に齎らす寄與に想到せむか、蓋し思ひ半ばに過ぐるものあらむ。

千載一遇の好機に際し、明治初年法隆寺より獻納せし御物を初め、夙に製作し來れる正倉院御物の模造品を併せて陳列し以つて参考に供す。これらも亦奈良朝文化を偲ふべき好箇の資たり。

夫れ奈良朝は、盧舍那佛の大造顯に發露せられたるが如く、國力一途、大業を貢遂せるの時なり。多端なる時局に生を享くるもの、豈に思ひを燐然たる文華の根源に致さざるべけむや。

紀元二千六百年十一月

帝室博物館總長 渡 部 信

正倉院御物の沿革

正倉院は奈良大佛殿の西北に在る帝室の寶庫で、天平勝寶八年六月廿一日即ち聖武天皇の御七々忌日に、孝謙天皇及び光明皇太后が御追善のために先帝御遺愛の珍寶及び種々の醫藥を、東大寺盧舍那佛に御施入あらせられたものを中心とし、大佛開眼供養やその他の儀式に用ひられた品々を收藏せらるる所である。その種類は頗る廣汎に及んで居り、武具、文房具、文書、樂器、遊技具、服飾、調度、佛具及び香藥等に亘つてゐる。いづれも奈良朝盛時の遺品で、歴史の證徵たるばかりでなく、又貴い美術の規範である。

寶庫は東面にして、間口十八間、奥行五間、高さ五間、床下九尺の木造瓦葺の建築で、内部は北倉、中倉、南倉の三區に劃せられ、その内北倉及び南倉の三角材を井桁に組み重ねた構架形式は所謂校倉式あざらとして有名である。又それらの扉にはいづれも往昔より嚴重な勅封が附けられ、曝涼開檢

には必ず勅使を差遣せられ、莊重な儀式によりその開閉を行はせられることとなつてゐる。正倉院の御物が千古の傳世品として世界に對する誇りとなつてゐるのは、實にこの勅封の尊嚴によるものに他ならない。

毎年一回曝涼の規を定められるやうになつたのは明治十六年からで、又同四十三年からは曝涼に際して所定の有資格者及び技術者に拜観を差許されることになつた。今回の如くその一部を御出藏になり國民一般に拜観せしめ給ふのは、寛に破格の御恩澤によるものである。

第一室 (武具・文房具・文書)

一 桧弓

弓

一 張

全長 五尺四寸五分

(圖版二)

二 楓弓

弓

一 張

全長 六寸二寸

前者は梓、後者は楓の丸木で作つたもので、いづれもその弓腹には柄を刻して

緋を施してゐる。又梓弓は幹に漆を斑に塗り、兩弾に金銅の金具を嵌め、楓弓には梓緋絲と



五十隻

長各 二尺七寸五分

正倉院には箭の遺品も頗る豊富である。鍛は鐵製蓋口と稱するもので、筈には

箆竹を用ひ外に鏑矢一本を添ふ。

三 箭

弓

一 口

長 一尺七寸

(繪葉書)

四 漆葛胡祿

五 漆 葛 胡 祿 具

全長 二尺八寸 胡祿長 一尺七寸

六 白 葛 平 胡 祿 具

全長 二尺八寸 胡祿長 一尺一寸五分 (圖版 二)

胡祿は矢を盛つて脊に負ふたもので、葛を編んで作つてゐる。その形に壺と平との二様があり、その編み方にも諸種の變化ある技法が見られる。

七 鞘

一口 幅 三寸五分

(圖版 二)

八 金銀鉢莊唐大刀

一口

全長 二尺八寸五分 身長 二尺一寸二分

鞘は弓を射る時手頸につけて弦のあるのを防いだものである。鹿の革を巴形に縫ひ合せて作り、全面に黒漆を塗り、その芯には鹿毛を詰めてゐる。

九 黒 作 大 刀

一口

全長 二尺九寸 身長 二尺二寸五分

一〇 黑 作 大 刀

一口

全長 二尺八寸四分 身長 二尺一寸五分

金銀鉢莊は銀臺鍍金の装具に珠玉を嵌したものと云ひ、唐大刀は唐の形式による大刀の意である。その把には鮫皮を用ひ鞘には文様を書いてゐる。身は兩切刃造で、棟は小丸になし、刃は直刃で焼落しがある。

一一 金銀莊横刀

一口

全長 一尺八寸一分 身長 一尺 寸四分

一二 黒 作 大 刀

一口

全長 二尺六分 身長 一尺五寸八分

一三 蕎 手 橫 刀

一口

全長 二尺六分 身長 一尺五寸八分

一四 蕎手横刀を施した把が蕨手をしてゐる。身は全目肌をなし刃は兩刃につくる。

三 無 莊 刀 一 口

身長 二尺六寸二分

無莊は持のなき謂である。刃は小亂交り直刃で焼落があり、上部は皆燒がかつてゐる。區際の孔や莖の形は頗る異様である。

四 鉾 (有 枝)

一枚

總長 十一尺七寸 鋒身 一尺五分 (圖版 三)

五 鉾 (無 枝)

一枚

總長 十二尺四寸 鋒身 九寸一分 (圖版 三)

後世の槍に類するもので、長き柄がある。有枝鉾は片鎌鎗に似てゐる。又鎗は穗の下部に莖を作つて柄にすげるのが常であるが、これは穗の下を袋に作り柄に被ぶせる裝置になつてゐる。

六 手 鉾 一 枚

總長 四尺七寸五分 鋒長 一尺四寸九分
總長 三尺三寸 鋒長 一尺四寸三分

七 手 鉾 一 枚

總長 三尺三寸 鋒長 一尺四寸三分

その形は後世の薙刀に類するが、身は「く」の字にうねり刃はやゝ内に反つて

ゐる。その柄には麻絲を纏き、鐵の口金と木の石突とを着けてゐる。

八 沈 香 槿 纓 筆 一 管

管長 六寸一分 帽長 三寸二分 (圖版 四)

穗は雀頭とて紙を芯にし之に毫を巻きしめて作り、軸端には象牙の彫刻を飾る。

九 班 竹 筆 一 管

管長 五寸七分 帽長 一寸二分

簡素にして今のは筆と甚だ似る。但し筆帽の製作が稍異つてゐる。

一 墨 一 桁

長 七寸二分

(圖版 四)

所謂唐墨で棒を壓塞した形である。食用のカラスミの名はその姿がかゝる唐墨に似てゐるから起つたと云ふ。

二 色 麻 紙 二 卷

各約 縱 一尺五寸五分

赤・藍・綠・黃・白・青の諸色紙を量綱にかさね百枚を一束として卷いたもので、その帶封は天平當時その儘のものである。

六

三 竹

帙 一 枚

長 一 尺 六 寸 五 分 幅 尺

(繪葉書)

帙は卷子本をまきつゝるもので、細かな竹を色絲で編んで模様をあらはし、縁には長斑錦を繞らし頗る華麗である。

三 紅牙 摳 鎏 尺

長 一 尺 一 分 幅 一 尺 厚 三 分

(圖版四)

象牙を紅に染めこれに撻鏤の裝飾を施した尺である。撻鏤は染牙にはねぼりによつて文様を現はすもので、奈良朝工藝の好んで用ひた技巧である。

三 黒柿兩面厨子 一 基

總高 一 尺 七 寸 幅 二 尺 一 寸 六 分 奥行 一 尺 一 寸 七 分

(圖版五)
(繪葉書)

厨子とは今の本箱である。黒柿の材を用ひ、兩面開きの扉をつけ金銅金具をうつたものである。脚部の香狹間の剝形にもこの時代でなくては見られぬ美しい曲線が示されてゐる。

三 白葛 箱 一 合

(圖版五)

蓋	豎	六寸七分	横	六寸二分
身	豎	六寸五分	横	五寸八分
			高	二寸五分

所謂水口細工の類で白葛を編んで造り、その表面には蘇芳染並に黒染の葛で花菱形をあらはし、編み止めには白楊を纏はしめて縁を作つてゐる。内には白麻紙を芯とし淡紅色紙を表にした襯がある。

三 柳 箱 一 合

蓋	豎	六寸七分	横	四寸六分
身	豎	六寸三分	横	四寸五分
			高	二寸二分

編み方は今の柳行李と同様で、皮を去つた細楊を平行に並べ、麻絲を経として編み、その編み留めには楊の枝を纏ひ、楊皮で結つて縁としこれに黒漆を塗つてゐる。

御野（美濃）國味蜂間郡春部里の戸籍で、當時に於ける大家族制度の一般を窺ふことが出来る。紙背接續處には各「御野國味蜂間郡春部里太寶二年戸籍」と題し、現存する戸籍帳の最古のものゝ一つである。

六 豊前國大寶二年戸籍斷簡 一卷

豊前國上三毛郡塔里並加目久也里の戸籍で、全卷に亘り國印を捺してゐるところが前者と稍異つてゐる。

七 下總國養老五年戸籍斷簡 一卷

下總國葛飾郡大島郷の戸籍を記し、大寶年籍に次いでの古い戸籍帳である。全卷を通じ、これにも下總國印を捺してゐる。

八 大倭國天平二年大稅並神稅收納帳 一卷

全卷に大倭國印を捺し、卷末に國司の自署がある。

（圖版七）

三 越前國天平四年郡稻帳 一卷

全卷に越前國印を捺し、紙背接續に「越前國郡稻帳天平五年潤三月六日史生大初位下阿刀造佐美麻呂」とある。

三 駿河國天平九年正稅帳 一卷

駿河國印を全卷に捺し、卷末には國司や郡司の自署がある。

第二室（調度）

三 漆 挾 軍

一枚

長三尺三寸 幅四寸八分 高一尺二分

（圖版七）

甲板も脚も黒の一色に漆塗して簡素な形であるが、或は甲板端を蒲鉾形に作り或は脚床の角を圓くしてゐる等、細かく心を用ひてゐる。

金 銅 火 舍 一 口 径 一 尺 四 寸 五 分 高 五 寸 三 分 (繪葉書)

所謂火鉢であつて、その莊重な形に當時のすぐれた工藝の力を示してゐる。五つの脚は夫々兩角ある獸形の口より出で、後世の猫脚の祖形をなすものである。

三 銅 薫 爐 一 合 径 七 寸 九 分

(圖版 八)

衣服に香を焚きこめるために使用された香爐である。鞠形をなし外側には十二個の車劍文を透彫りし、内部には常に水平の位置をとる巧みな回轉裝置の灰盤がある。

木 笏 一 枚 長 一 尺 一 寸 九 分

笏の古い形を示すものとして貴重である。材は檜とも楓とも云はれるが、明らかでない。尙御物中には象牙又は魚骨で作られた笏も傳へられてゐる。

革 帯 一 條 全長 三 尺 五 寸 二 分

毛 革

革帶の完全な形を見ることが出来る。革の部分には黒漆を施し、金具は銅製の黒漆塗である。

牙 檜 一 枚 長 三 寸 三 分

白牙製、今解櫛の如き形をして、齒は梳櫛の如く細かい。

璫 瑁 八 角 杖 一 枚 長 四 尺 四 寸 七 分

(圖版 九)

丁字形八角の杖の各面に金箔を押し璫璫を張り、所々を簾及び樺で纏き牙の莊を施したもので甚だ華麗である。

子 日 手 辛 鋤 一 口 長 四 尺 五 寸 五 分

(圖版 九)

正月初子の日の御儀式に目利帶と共に用ひられたものである。天皇親ら田を耕し、皇后蠶を掃き給ふ意を寓したものと云はれる。鋤の刃には金銀にて花枝文を描き、柄には「東大寺」「子日獻天平寶字二年正月」の墨書がある。

四 斑犀把漆鞘銀莊刀子

一口

(圖版一〇)

全長 一尺二寸二分 刃長 五寸三分

刀子は後世のこがたなにて帶に佩びたものである。これは把には斑犀を用ひ、鞘は黒漆塗とし、白銀透彫の金具を所々に莊してゐる。又紫皮の帶執の残闕を存してゐるもの、珍らしく貴重である。

四 沈香把鞘金銀珠玉莊刀子

一雙

全長各 八寸五分 刃長 四寸

沈香を把に用ひ刃本に唐草の象嵌を施し、把口は銀臺鍍金、鞘尾と帶執鉸具とは金銀の透彫に水精・紫水精の玉を嵌入してある。一隻には美しい組緒が今もなほ残つてゐる。

四 紫檀螺鈿把斑犀鞘金銀莊刀子

一雙

全長各 七寸八分 刃長 三寸四分

刃本に唐草の金象嵌があり、把は紫檀に木の葉形の螺鈿を嵌し、黃金線の蔓形

を以て之を繋いでゐる。鞘には犀角を用ひ且つこれに銀臺鍍金の透金具をつけてゐる。

四 薏把四合刀子

一口

全長 八寸

(圖版一〇)

四本の刀子を一つに收めたもので、一見不整形のやうであるが、ビツタリと鞘に收めてゐるのは侮り難い技巧である。把と鞘とには薏の材を用ひ、裝飾としては僅に刃のもとに唐草の銀象嵌を施してゐるに過ぎないが、それだけに却つて温雅な親しさが感じられる。

四五 鉋

一枚

長 九寸七分

(圖版一一)

奈良朝の優れた工藝を作るに用ひられた工匠具である。その簡単な形はそれだけに一層技巧の習練を思はしめる。この他鑄、打鑄、多賀禰も傳へられてゐる。

第三室 (調度・樂器・繪畫・衣服・文書等)

四七 金銀平脱漆皮箱 一合

(繪葉書)
(圖版一二)

蓋 縱	一尺九分	横	一尺九分	高	二寸
身 縱	八寸三分	横	一尺	高	二寸五分

皮箱は蓋身とも一枚の皮を折り曲げて箱の形に造つたもので、奈良時代盛んに行はれた技法である。又この皮箱の表面に金銀の平脱で施されてゐる文様は、配色に於て、布置に於て共に豪快なものをしてゐる。内部には厚麻紙の芯に様紙を被せた襯紙を入れてゐる。

四八 密陀彩繪箱 一合

(圖版一三)

縦 一尺五寸四分 橫 二尺 高 四寸四分

木製で内外ともに黒漆を塗り、その外面には彩色美しい花鳥文を書き、その上

に油をかけてゐるので發色頗る鮮かである。これが所謂油色と稱するものであらう。併しこの頃から密陀繪と稱せられてゐる。又文様の花枝や嫩葉の部分に切箔を用ひてゐるのは珍らしい手法である。

四九 紫檀木畫箱 一合

(圖版一四)

箱 縱	一尺四寸	横	七寸八分	高	五寸
床 縱	一尺四寸三分	横	八寸	高	一寸九分

黄楊木に紫檀を張つた箱で、その面には精巧な木畫を施してゐる。又その各稜には白牙の界線を嵌めてゐる。

木畫は色の異つた牙角木竹等の細片を組合せて諸種の文様をつくるもので、今日の寄木細工に似てゐる。

五〇 沈香木畫箱 一合

(繪葉書)

縦 一尺四寸五分 橫 九寸一分 高 四寸八分

沈香を町形に寄せ、縁に紫檀を貼り、界に木畫を施し、床脚には紺牙撥鎌を用

ひてゐる。一個の箱であるが、多くの巧緻な技法を集成してゐるところ、蓋し奈良朝工藝の特色である。なほ箱の内部には赤地唐花文錦に綠地纈纈の裏をつけた襯がある。

五 白 瑞 璃 碗 一口 径 四寸 高 二寸八分 (繪葉書)

五 緑瑞璃十二曲長坏 一口 長徑 七寸四分 短徑 三寸六分 高 一寸七分 (圖版一四)

硝子器の製作は當代よりも更に古くから知られてゐるが、これらは巧みなカツトグラスの技法を示すものとして注目される。碗はやゝ黃色がかつた透明な硝子を用ひ、長坏は深綠色の硝子を用ひ、殊にその屈曲の多い器形やカットには工夫を凝してゐる。

五 瑪 瑞 坏 一口 長徑 四寸 短徑 二寸七分 高 一寸七分 (圖版一五)

黃褐色に美しい黒の斑文のある瑪瑙で作られてゐる。坏の外側には奈良朝當時の貼紙を存し「馬腦坏一口口周九寸七分 重十兩三分」と讀まれる。

五 漆皮八角鏡箱 一面 径 七寸 高 一寸二分 (圖版一五)

鏡を容れる箱で、蓋表には黒漆地に金銀の泥で花鳥を描いて居り、意匠には奈良朝趣味が横溢してゐる。

五 平螺鈿背鏡 一面 径 一尺三寸三寸二分 (繪葉書)

世に古鏡鑑の遺存するもの尠くないが、その大多數は出土したものである。この鏡の如き螺鈿を施したもののが、かく完全に傳へられてゐるのは全く他所にその例を見ないことである。

螺鈿は貝片を漆地又は木地に嵌したもので、この鏡では花鳥や靈獸を螺鈿とし、それに細密な毛彫を施し、要所に嵌められてゐる瑠璃の下からは朱の色が輝き、まことに目もさめる美しさである。

一八

吳 鳥獸花背八角鏡

一面

徑一尺七寸三分

(圖版一六)

重さ七貫五百三十五匁もあり、稀に見る莊重な鏡である。鏡背に飛走する鳥獸の姿態頗る寫實的で生氣激刺たるものがある。

毛 山水鳥獸背圓鏡

一面

徑一尺三分

(圖版一八)

又海礁鏡とも云ふ。大海を四つの山で區割し、その間に神仙、鳥獸を配し、圖様の古調に味ふべきものがある。

吳 楓蘇芳染螺鈿琵琶

一面

(圖版一七)

騎象鼓樂畫捍撥

長三尺二寸 擬面徑一尺三寸三分

正倉院には實に多種の樂器が昔ながらに收藏せられてゐる。この琵琶は蘇芳で染めた楓で作り、背面には美事な螺鈿の裝飾を施し、捍撥即ち擬面には山間に胡人が象に騎つて鼓樂してゐる圖を書いてゐる。小畫であるが、精細な筆致には味ふべき點が多く、又當時の東西文化の交流を偲ばしめる。

毛 桑木阮咸

一面

松下圍碁畫捍撥

長三尺三寸七分 稍徑一尺二寸五分

阮咸は月琴に似た四絃の樂器である。唐代盛んに行はれたがその後は迹を絶ち、今日では正倉院の御物によつてのみ、初めてその形を窺ひ得るものである。この撥面にも細緻な筆で松下に圍碁する人が畫かれてゐる。

杏 吳竹尺八

一管

長一尺三寸

(圖版一九)

杏牙橫笛

一管

長一尺八分

(圖版一九)

尺八は吳竹で作られ、横笛は象牙で作られてゐるが、寶庫には牙や竹の外石で作られたものもある。尙孔の數が今のものと異なるのは注目するに足る。

杏 吳竹竽

一口

長二尺五寸七分

(圖版一九)

竽は笙の形の大なるもので、兩者對をなして用ひられるものである。共に吳竹で作られ、壺や膝（吹口）には黒漆を塗り銀平脱を施したところもある。共に「東大寺」の刻銘を有してゐる。

古 漆 鼓 胴 一 口 高 一 尺 四 寸

鼓の胴でその形に甚だ古様を存す。寶庫中には他に陶器で作られた磁鼓胴と稱するものもある。

玄 伎 藥 面（力士形）一 口 縦 一 尺 五 寸 橫 九 寸

（繪葉書）

玄 伎 樂 面 一 口 縦 一 尺 四 寸 橫 八 寸 七 分

（圖版二〇）

背朱書銘 「東大寺 相李魚成作 天平勝寶四年四月九日」 乾漆製

毛 伎 樂 面（獅子）一 口 縦 九 寸 八 分 橫 一 尺 一 寸 七 分

（圖版二〇）

背墨書銘 「周防」

交 伎 樂 面 一 口 縦 一 尺 五 分 橫 九 寸

（圖版二〇）

交 伎 樂 面（角アリ）一 口 縦 一 尺 四 寸 橫 七 寸 八 分

伎樂は今日では既に傳承の絶えた古樂であるが、その最も盛んであつたのは天平勝寶四年に大佛開眼の供養が行はれた時で、正倉院には當時の假面百六十四口がそのまま傳へられてゐる。その原初のまゝの姿は何よりも貴い。

古 桑木木畫基局 一 具

一邊長 一尺七寸二分 高 五寸一分

所謂碁盤である。盤面は蘇芳染の一枚板の臺に、桑の小口切板を張つて美しい木理を見せ、界線には白牙を嵌し、九つの花眼には白牙、紫檀、黄金を使用した木畫を施し、床脚の紫檀には木理を金泥で描き、又盤の側面には細密精巧な木畫や撥鏤を施し、その華麗さは正に當代工藝の粹を盡したものである。

古 金銀繪基子合子 二 合

（圖版二一）

各徑 三寸一分 高 一寸六分

碁子即ち碁石を容れる器で、所謂碁器である。杉材の挽物で作られ外側には金銀泥で唐花蝶鳥を書いてゐる。一對の合子に於ける金と銀との布置を變へてゐるのは、碁子の黑白に應じた意匠である。

十三 弩 さや 一張 長五尺六寸四分

遊戯具の一つで、弦に小丸をもり弾き興するものと云ふ。弓身の材は梓で、その弦に對する面を赤漆に、他を黒漆に塗つてゐるが、兩弭と把とを劍形に様地のまゝに塗り残し、巧みに裝飾的効果を收めてゐる。

十四 漆小佛龕屏繪 一扇 縦一尺三寸一分 橫六寸二分

この屏は内面に銅板に押出した化佛十數軀を貼り、外面に菩薩の像を金泥と銀泥とで描いてゐるが、今は剥落甚しく見分け難い。

十五 漆佛龕屏繪 一扇 縦三尺三寸五分 橫八寸七分 (圖版二二)

内面には前出の屏の如く押出佛が貼られ、外面には金銀泥で武裝天部像が描かれ、又別に密陀で描かれた樹木岩石も見られる。

十六 漆佛龕屏繪 一扇 縦三尺五寸八分 橫七寸七分 (圖版二二)

一面には裸形の仁王像を、他面には樹下に立つ四天王像の一を書き、その圖様は所謂戒壇院屏繪を偲ばしめて興味が深い。

十七 麻布山水圖 一張 (圖版二三)

縦一尺九寸五分 橫五尺八寸七分

目の粗い麻布に素朴な墨線で山水を裝飾的に描いたものであるが、輕妙な筆致に自然の情趣は画面に溢るばかりである。後世に著しい發達を示す大和繪の自然描寫や筆致等も、既にこの繪にその濫觴が見出される。

十八 麻布菩薩圖 一張

(繪葉書)
(圖版二四)

縦四尺五寸七分 橫四尺五寸

二幅の麻布を縦に接ぎ合せ全面に墨痕も淋漓と乘雲の菩薩を書いたもので、その雄渾なる運筆には容易に追従し得ないものがある。

六 調 布 一 帖 幅 二 尺 二 寸 八 分

これは常陸の國から貢進した調布を、まだ使用もされずその儘に傳へられたものである。その一端には次の如き墨書と「常陸國印」の朱印とがある。

(墨書銘) 常陸國筑波郡栗原郷戸主多治比部小里戸多比部家主輸調

曝布壹端 長四丈二尺 幅二尺四寸 専當

國司介從五位上佐伯宿祢美濃麻呂
郡司擬主帳无位中臣部廣敷

天平寶字七年十月

七 布 一 領 長 四 尺 五 寸 二 分 由伎 三 尺 六 寸 八 分

供養會に用ひられた衣裳の一部で、「東大寺」及び「雀部云々」の墨書がある。

八 布 衫 一 領 長 二 尺 七 寸 五 分 肩巾 二 尺 一 寸 五 分

度羅樂に用ひられた襦袢の類で、腋下に「東寺度羅樂文太衫天平勝寶四年四月九日」の墨書がある。天平勝寶四年四月九日は大佛開眼の當日である。

八 布 衫 一 領 長 二 尺 五 寸 肩巾 二 尺 二 寸 四 分

その裁ち方には今日の人々には全く思ひもつかない單純さを示してゐる。墨書があり、「建部石足」と讀まれる。

八 布 裳 一 口 帯下 二 尺 五 寸 腰廻り 二 尺 一 寸

現今のモンベの形に甚だ似てゐる。

八 雜 色 條 帶 四 條

(一) 幅 二 尺 四 分 長 七 尺 八 寸 (三) 幅 七 分 長 七 尺

(二) 幅 一 寸 三 分 長 五 尺 (四) 幅 一 寸 長 七 尺 六 寸

彩糸を縞目に配し、斜格子に打つた平組の帶である。華麗にして且つ氣品に富む色の配合は、奈良時代の人々の趣味の高いことをよく示してゐる。

當時の曆法の實際を示すもので、五行の運行、日の吉凶等の記入には特に興味深いものがある。

全 諸 寺 三 綱 牒 一 卷

薬師寺を初め大安寺、元興寺、下野寺、香山薬師寺等の諸寺から東大寺司に寄せた文書を集めたもので、當時の文書形式を窺ふことが出来る。

八 優婆塞 優婆夷 貢進解 一 卷

優婆塞は信男、優婆夷は信女を意味し、當時に於ける僧尼志願者の内申書ともいふべきものである。

全 生 江 息 嶋 解 等 一 卷

官廳寺院の外個人が印章を用ひてゐるのは注目される。

八 借 錢 解 一 卷

(圖版二六)

八 納 經 所 布 施 案 一 卷

寫經師等の借錢した時の證文である。利息の高率には驚かされる。

八 納 經 所 錢 用 帳 一 卷

寫經生等の給料のことを記す。彼等の給料は當時布にて支給せられるのを常とした。

九 納 經 所 食 物 用 帳 一 卷

筆墨その他寫經用雜費の支出のことを記す。尙その見出札を附けた軸木は往來軸と稱し、古いまゝに残されてゐるので貴重である。

九 納 經 所 用 度 解 一 卷

當時の常食物の一端を窺ひ得るものである。

寫經用の材料、食料、淨衣料等の費用一切を具注したものである。

第四室（染織）

二八

- | | |
|--------------|-----|
| 三 縹地狩獵文錦等 | 一 帧 |
| 四 赤地唐花文錦等 | 一 帧 |
| 五 縹地大花文錦等 | 一 帧 |
| 六 紫地雙鳥文錦等 | 一 帧 |
| 七 紅地唐花文錦等 | 一 帧 |
| 八 花鳥文長班錦等 | 一 帧 |
| 九 葡萄唐草文緋綾等 | 一 帧 |
| 一〇 草花文縹綾等 | 一 帧 |
| 一一 連璧文綠綾等 | 一 帧 |
| 一二 草菱文茶綾等 | 一 帧 |
| 一三 茶地唐花文夾纈等 | 一 帧 |
| 一四 橡地花鳥文夾纈羅等 | 一 帧 |
| 一五 紫地唐花文夾纈羅等 | 一 帧 |
| 一六 茶地唐花文夾纈羅等 | 一 帧 |
| 一七 壓綢夾纈羅等 | 一 帧 |

綾とは色絲によらず、織方によつて文様をあらはしたものと云ふ。

錦は二種以上の色絲によつて文様を織り出したもの。これらは殘缺を整理したものであるが、その發達せる技巧には今日に於ても驚嘆すべきものがある。

夾纈けふげちは後の板締めの如く、文様を彫り透した板の間に裂を重ねて夾み、染汁を注いで作成したものである。裂には羅地を用ふるのが普通である。

二九

一八 蘇芳地花卉文蘿纈綾 一 帧

一九 緋地葡萄鳳凰文蘿纈綾等 一 帧

萬纈は今の臘染で、臘を以て文様を描き染後その臘を去つたものである。夾纈

に比べて文様の鮮明なのが特色である。

二〇 蔓文纈纈綾等 一 帧

二一 縹地蔓文纈纈綾等 一 帧

纈纈は絞り染でその手法は一様ではない。豆絞りの技法も亦古いのである。

二二 草花文刺繡 一 帧

縫絲と合せて平絲をも用ひ、その技術頗る巧緻である。

第五室（佛具類）

二三 佛像型一枚

縱五寸五分 橫三寸七分 厚一寸五厘

（繪葉書）

この佛像の豊頬圓満な相貌は、如何にもよく奈良時代のおほらかな氣持を示してゐる。厚い銅板に半肉に鏽出され、特に深彫にされてゐるのは、所謂押出佛の原型であらうと思はれる。

二四 銀花盤一枚

總高四寸一分 橫一尺三寸

（圖版二七）

銀板を搾起して作つた八稜花形の盤に、花葉狀の四脚を附けてゐる。盤側面には花枝文を毛彫してこれに鍍金し、底裏に「重大三斤三兩」の刻文がある。

二五 鐵三鉛一枚 長九寸五分

（圖版二七）

鉛杵は佛教では惡魔や煩惱を拂ふものとして用ひるが、元來は印度の武器で、時代の古いものほど銳利さが強い。これは尙その古様を存し、又奈良朝佛教の密教的な遺品として大いに注目される。

二六 素木三鉢箱 一合

縦一尺 横四寸四分

(圖版二七)

簡素であるが花形に刻つてゐるところに、豊かな趣味が汲まれる。

二七 斑犀如意 一枚

全長二尺五寸七分

(繪葉書)

如意はその形の示すやうに、もとは搔扒のためのものであつたが、次第に高僧の儀式的な持物となり形も亦變化した。併し正倉院のものは流石に古い形である。これは掌を黑白の大斑ある犀角にて作り、柄は褐色に灰斑ある犀角を竹根状に彫つたもので作られ、その末尾には黒犀の飾りをつけてゐる。

二八 素木如意箱 一口

長一尺八寸

前記の如意を分解して收める容器で、頗る巧妙に工夫されてゐる。

二九 琬瑁如意 一枚

全長二尺

瑪瑁即ち鼈甲細工で、その技巧は當時の工藝の發達をよく窺はしめる。

二〇 赤銅合子 一合 高三寸八分

(圖版二八)

二一 金銅大合子 一合 高九寸五分

(圖版二八)

二三 佐波理合子 一合 高三寸六分

(圖版二八)

合子は蓋ある容器を云ふ。これらは恐らく香を容れて佛前に具へたものであらう。合金の各種に亘ることや、器形に夫々變化があることは注目に値する。

二四 金銅花形合子 一合

(繪葉書)

蓋長徑一尺五寸 短徑一尺四寸

この合子は長花形の變化ある形や花文の透彫に、よく豪華さを示してゐる。

二五 銀鉢 一口 高九寸二分

(圖版二八)

純銀で鑄したもので又内外に轆轤目を残してゐる。鉢の肩に「重大五斤四兩」の刻文があり、臺の底には「重大一斤七兩」の刻文があつて、當時の度量衡を知る上のお資料である。

三四

二五 二 彩 磁 鉢 一 口 径 七寸五分 高 四寸三分

二六 緑 彩 磁 鉢 一 口 径 七寸三分 高 四寸二分

二七 二 彩 磁 盆 一 口 径 一尺一寸七分 高 一寸四分 (圖版二九)

二八 二 彩 磁 盆 一 口 径 六寸六分 高 二寸五分 (圖版二九)

これらは唐三彩の影響を受けてゐるが、その形や胎土や呈色等には外邦のものに見られない要素が多い。その輿轄技術や施釉技術には、極めて大膽であるが豊かな味ひが示されてゐる。

陶磁は最も破損し易いものの例に引かれるものであるが、然もそれが千年以上も傳世してゐることは、全く正倉院の貴いところである。又作られた時代が大體明かであることも、日本に於ける陶磁の發達を知る上に貴重である。

第六室 (佛具類)

二九 碧地金銀繪箱 一 合

縦 九寸二分 橫 五寸八分 高 三寸二分

檜製で表面を碧色に塗り金銀泥で花卉蝶鳥等を描き、稜には蘇芳にて角を取り金泥にて小花文を散らしてゐる。又箱の内面は淡紅色に塗り製製の襯がある。

二〇 黄楊木長八角几 一 枚

長 一尺四寸五分 幅 一尺二寸 高 一寸四分

以下の几は獻物几と稱するもので、獻物を載せる臺であり、その上には襯を置くのが常である。この几は全部黄楊木を用ひ、八角の各角には毛彫ある金銅金具を打ち緑綾の襯があり、几背並に襯に「大佛殿」の墨書がある。

二一 粉地彩繪八角几 一 枚

長徑 一尺三寸五分 短徑 一尺二寸七分 高 三寸一分

几板と臺輪は八稜形をなし、几側には華麗なる量綱文様を施してゐる。その色彩の鮮かなること數ある几中に於ても特に注目されるものである。

一三 金銀繪長花形几

一枚

長徑 一尺六寸二分 短徑 六寸 高 三寸二分

上面中央は白絵、其の縁と側と背面は濃き蘇芳色に塗り、且つその側面には金銀にて花鳥を描いてゐる。

一四 花鳥密陀繪盆

一枚

徑 一尺二寸八分

(繪葉書)

一五 樹下古人密陀繪盆

一枚

徑 一尺二寸八分

木製の圓盆で内側には胡粉地に黃土にて花鳥人物等を描き、背面の花文には油をかけ、用筆共に暢達である。密陀繪は後の世の稱である。

一六 淺形花籠

一枚

徑 一尺三寸五分 深 二寸六分 (圖版二九)

一七 深形花籠

一枚

徑 一尺二寸 深 四寸

散花供養に用ひたもので、表皮を去つた竹で作つてある。御物中にはこの種の花籠が五百六十餘口も傳へられてゐる。尙背面には各「東大寺天平勝寶九歲五

月二日」の墨書があり、聖武天皇御一周忌の法要の用たるを知る。

一八 漆彩繪花形盤

一枚

(圖版三一)

堅 一尺二寸九分 橫 一尺二寸五分

桂の材を板目に用ひ、複合の花形に割り蕨手狀の四脚を附す。一種の盛合せ皿で實に豊かな意匠を示してゐる。又背面には美しい彩繪がある。

一九 金銅八曲長坏

一口

(圖版三二)

長徑 六寸五分 短徑 三寸二分 高 一寸六分五厘

鑄製で底裏に至るまで全部鍍金を施してある。器形甚だ特殊で長八曲の輪廓に従ひ、坏内面に五列の溝を作り、底に又八曲の香臺を附けてある。

二〇 金銅鎮鐸

一口

全高 九寸五分

(圖版三二)

「東大寺枚幡鎮鐸天平勝寶九歲五月二日」の刻文があるが、天平勝寶九年五月二日は恰も聖武天皇御一周忌に當る。

- 四〇 金銅鎮鐸 一口 全高 一尺一寸
 四一 金銅花燭形鳳凰裁文 一枚 縱 九寸八分 橫 一尺一寸
 四二 金銅花燭形花枝裁文 一枚 縱 一尺 橫 一尺五分 (圖版三二)

銅板を透彫りにしこれが表脊ともに毛彫を施し珠玉を莊したもので、後世花燭の祖形をなすものと思はれる。

- 四三 金銅杏葉形裁文 一枚 全長 三尺五分

銅板を透彫した杏葉形數枚を連ね更に珠玉を綴つたもので、天蓋の瓔珞にでも用ひたものと察せられる。

- 四四 金銅幡 一條 全長 五尺六寸 (圖版三二)

花鳥形、龜甲形等を透彫りした銅板四枚を、蝶番で連結して幡身となし、これに鈴鐸、花形等の垂飾を飾つたもので、金銅幡としては法隆寺獻納御物に次ぐ古式なものである。

参考室

第七室 (正倉院御物模造)

一 金銀莊唐大刀	一口	全長 二尺八寸四分
二 黃金莊大刀	一口	全長 二尺七寸七分
三 鮫皮把漆鞘杖刀	一口	全長 四尺一寸五分
四 十合刀子	一口	全長 一尺一寸九分

十口の鞘を一つに合せた様な刀子で、その中には錯や鑽をも含んでゐる。又把には黒柿と紫檀とを用ひ、把口にも金銅、銀、金漆銅等を用ひて意匠に夫々變化を與へてゐる。

赤漆文櫻木厨子

一基

高二尺四寸五分 橫一尺七寸八分

この原品は獻物帳に天武天皇から孝謙天皇に至るまで世々御傳へ遊ばされた尊い御由緒を有することが記されてゐる。文櫻木は杢目に文ある櫻を云ふ。

六四重漆箱

一合

高一尺二寸五分 橫一尺七寸四分

四段の抽斗をもつ小簞笥である。

七螺鈿唐花文箱

一合

縱八寸四分 高二寸三分

八蘇芳地金銀繪箱

一合

縱一尺 橫七寸 高二寸九分

九黒柿蘇芳染金銀山水繪箱

一合

縱一尺二寸七分 橫五寸九分 高四寸一分

蓋表に金銀泥を以て山水飛鳥の圖を描いたもので、輕妙な筆致のうちに雄渾なものがあり、その畫技には味ふべきものがある。

一〇粉地彩繪箱

一合

縱一尺二寸七分 橫一尺一寸五分 高四寸七分

一一黑漆密陀繪檯

一合

縱三尺五寸二分 橫二尺一寸六分 高一尺五寸三分

一二紫檀小檯

一合

縱七寸四分 橫五寸四分 高三寸四分

一三籠箱

一合

縱一尺一寸 橫五寸七分 高三寸九分

第十八室 (正倉院御物模造)

一四漆繪彈弓

一張

長五尺三寸五分

この彈弓の幹には漆繪で各種の鼓樂技曲の圖が畫かれてゐる。

一五木畫紫檀雙六局

一具

縱一尺三分 橫一尺八寸 高五寸七分

一六紫檀金銀繪雙六筒

一口

長二寸八分

一七雙六頭

六隻

六 金銀平脱八角鏡 一面 徑 九寸三分

五 銀平脱鏡箱 一合 徑 九寸五分 高 一寸五分

三 子日目利籌 一枚 長 二尺七寸

二 紫檀小架 一枚 高 一尺四寸八分

三 金銀平文琴 一張 長 三尺七寸四分

桐材の漆塗の琴で、その表面には滿面金銀平文を以て、人物草木鳥獸等の裝飾を施し、背面には銀平文を以て雙龍花卉と「琴之在音 盡滌耶心」雖有正性其感亦深存雅却鄭浮侈是禁條暢和正樂而不淫の銘を嵌し、又腹内に「清琴作兮□日月幽人間兮□□□」及び「乙亥之年季春造」の銘を存してゐる。

三 金銀繪新羅琴 一張 長 四尺六寸五分

四 木畫廿四絃箏 一張 長 六尺七寸七分

五 螺鈿紫檀五絃琵琶 一面 長 三尺五寸三分

四絃琵琶は後世まで行はれるが、五絃琵琶は奈良時代の後は間もなく絶えたもので、これはその古制を示して貴重である。撥面には瑪瑙を貼り駱駝に騎る人物の螺鈿を施し、又槽には螺鈿瑪瑙を嵌して豪華さを示してゐる。

云 碧地唐花文錦琵琶袋 一枚 長 六尺

毛 紫檀金銀繪琵琶撥 一枚 長 六寸七分

六 紅牙撥鏤琵琶撥 一枚 長 六寸六分

元 螺鈿紫檀阮咸 一面 長 三尺三寸六分

三 甘竹簫 一口 長 九寸七分

三 尺 八 二管 (竹) 一尺四寸四分 (牙) 一尺一寸五分

三 橫

笛

二 簧

長 一尺七分 一尺一寸

三 鐵 方 磬

八 枚

高 五尺九寸

三 璋 瑁 螺 鈿 槽 箕 簠

一 張

高 四尺五分

三 漆 槽 箕 簠

一 張

高 四尺五分

三 紫 璋 瑁 螺 鈍� 槽 箕 簠

一 張

高 四尺五分

三 紫 紫 璋 瑁 螺 鈙 槽 箕 簠

一 張

高 四尺五分

三 烏 鳥 毛 帖 成 文 書 屏 風

一 隻

各扇 縱 四尺九寸 橫 一尺八寸三分

鳥毛を文字形に押したもので、次の如く讀まれる。

主無獨治、臣有贊明、箴規苟納、咎悔不生、明王致化、務在得人、
 任愚政亂、用哲民親、近賢無過、親佞多惑、見善則遷、終爲聖德、

三 毛 鳥 毛 篆 書 屏 風

一 隻

各扇 縱 四尺八寸 橫 一尺八寸五分

紙本彩地に花文を白く抜き、鳥毛で篆書を作り、その一文字毎に彩色の楷書の
 同字を配したものである。文辭は左の如くである。

種好田良 易以得穀、君賢臣忠 易以至豐。諂辭之語 多悅會情、
 正直之言 倒心逆耳。正直爲心 神明所祐、禍福無門 唯人所召。
 父母不愛 不孝之子、明君不納 不益之臣。清貧長樂 濁富恒憂、
 孝當竭力 忠則盡命。君臣不信 國政不安、父子不信 家道不睦。

三 樹 皮 色 織 成

一 卷

三 元 花 文 量 緺 錦

一 卷

三 四 花 文 橫 斑 錦

一 卷

三 五 虎 嘴 文 長 斑 錦

一 卷

三 六 紫 地 凤 凰 文 錦

一 卷

三 七 紅 地 花 文 錦

一 卷

四 紅地鳥獸文錦 一卷

五 紫地唐花文錦 一卷

六 雙鳥文黃綾 一卷

七 草菱文綠綾 一卷

八 立菱圓文茶綾 一卷

九 双龍文緋綾 一卷

吾模寫圖卷十

金銀鉗莊唐大刀圖、刀子圖、紫檀把竹鞘杖刀圖、鞘圖、漆繪彈弓圖、紺玉帶圖、密陀繪盆圖、金銀木理箱圖、香袋圖

第九室（法隆寺獻納御物）

五 桦弓一張長六尺五分

五 箭六隻長二尺五寸

五 檜彩繪胡祿一口長二尺四分幅五寸一分

五 壺鑑一雙高六寸五分

五 金銅水滴一枚高二寸四分

五 金銅墨床一枚高一寸二分五厘

葛の代りに檜材で作られ且つ彩繪も施され、正倉院にもその類例がない。
墨を置く臺で、透彫りにされてゐる唐花文には奈良時代の洗練された趣味がよく示されてゐる。

毛紅牙撥鏤尺一枚高九寸八分

五 法隆寺銅印一枚

寺名の銅印として現存最古の遺品である。

毛竹厨子 一基 總高 一尺八寸三分

細い竹を巧みに寄せて作られたもので、行信僧都の所持したものと傳へ、天平寶字五年の東院資財帳にもこの厨子のことが記されてゐる。

杏魚骨笏 一枚 長 一尺九分

三染牙撥鏤針筒 三口 長 (大) 各 二寸三分 (小) 一寸六分

針管とも稱し針を容れるもの、染牙に施した花鳥文は頗る珍らしいものである。

三銅鑊 斗 一口 口徑 四寸一分 高 三寸四分

物を煮る器で、三脚を有する片口の鍋に似た形は、頗る珍らしいものである。柄の龍頭は馬脚と相俟つて意匠甚だ奇抜である。

三色氈 氈 一床 長 七尺三寸 幅 三尺七寸

杏色氈 氈 一床 長 七尺九寸 幅 四尺五寸

毛氈の類は奈良時代既にその使用盛で、この品の如きもその一例である。これは單色であるが、正倉院には花文様を象嵌に表はしたもののが多數ある。

第十室 (法隆寺獻納御物)

盃珠玉莊沈香經箱	一合	縱 一尺一寸四分 橫 六寸一分 高 三寸九分
奕赤梅檀經筒	一口	長 一尺三分 徑 二寸
毫寄木沈香經箱	一枚	方 七寸七分 高 五寸四分
大璫瑁黑柿長方几	一枚	縱 一尺四寸二分 橫 一尺一寸八分 高 一寸八分
充金銀繪漆皮箱	一合	縱 一尺九分 橫 一尺 高 二寸三分

古香 木二材

(大) 長二尺一寸一分 (小) 長一尺九寸二分

材質は沈水香で、古くより「法隆寺」又は「太子」と稱して珍重せられた名香である。

七 黒漆開元琴 一張 長三尺六寸二分

琴の裏面に「開元十二年歲在甲子」の銘文を有してゐる。

七 漢竹尺八 一管 長一尺四寸六分

墨書銘に「鶴東院」とある。

七 彩繪鼓胴 一口 高一尺四寸四分

七 禽獸葡萄背鏡 一面 徑七寸六分

七 盤龍背八角鏡 一面 徑九寸七分

七 海磯背圓鏡 一面 徑一尺五寸

七 海磯背圓鏡 一面 徑一尺五寸

七 古人彈琴背圓鏡 一面 徑九寸二分

七 犀角如意一枚 長二尺一寸七分

八 塹尾一枚 長一尺八寸三分

毫を失ひ今柄のみが残つてゐる。塵尾は本來蠅を追ふためのものであつたが、僧侶が講經の際に執つて威儀を作るものとなつた。正倉院にも同様のものが一枚許り傳つてゐる。

八 應量器 一口 高六寸九分

佛に奉る佛餉を盛る器で金銅製である。鉢の口邊に「重大五斤」臺の縁に「重大一斤四兩」の刻文がある。

八 五 綴 鐵 鉢 一 口 高 四 寸 七 分

五綴とは比丘が唯一の食器たる鐵鉢を、縦ひ破損しても五度の補綴を経た後でなくては棄てぬ様に大切にしたために起つた言葉で、この鐵鉢に見る補綴の痕はよく古人の高風を偲ばせるものである。

八 塹 鉢 一 口 高 七 寸

幾枚もの麻布を貼り重ねて器體を作り、之に黒漆をかけたもので、云はゞ鐵鉢の代用品である。

八 佐 波 理 蓋 鏡 一 口 口 徑 六 寸 四 分

金 佐 波 理 九 重 加 盤 一 具 口 徑 六 寸 五 分

八 水 瓶 二 口 高 (大) 一 尺 八 寸 (小) 七 寸 八 分

全 龍 首 水 瓶 一 口 高 一 尺 六 寸 五 分

白銅製で、注口を龍首に、把手を龍身に象り、龍眼には練玉を嵌してゐる。その形態の莊重なことは水瓶中の白眉であり、又その胴に彫られてゐる翼のある龍馬は、當時に於ける西方文化の影響を語るものとして、夙に世に喧傳されるところである。

八 佐 波 理 合 子 一 合 高 三 寸 二 分

八 金 銅 合 子 一 合 高 四 寸 一 分

吉 柄 香 爐 一 口 長 一 尺 二 寸 九 分

九 鎌 一 挺 身 長 一 尺 三 寸

九 鋸 一 挺 全 長 二 尺 一 寸 三 分

九 銅 鉤 升 一 口 口 徑 二 尺 四 寸 五 分 高 一 尺 六 分

口縁に沿つて「重大廿六斤受一石四斗」と刻銘がある。

法隆寺獻物帳 一卷

これは聖武天皇の崩御の御後、七七忌満中陰に當り東大寺へと同様御在世中御愛玩遊ばされた品々を、孝謙天皇より法隆寺へ獻納遊された時の勅書で、正倉院の東大寺獻物帳とはその内容こそ異なれ形式は全く同じである。

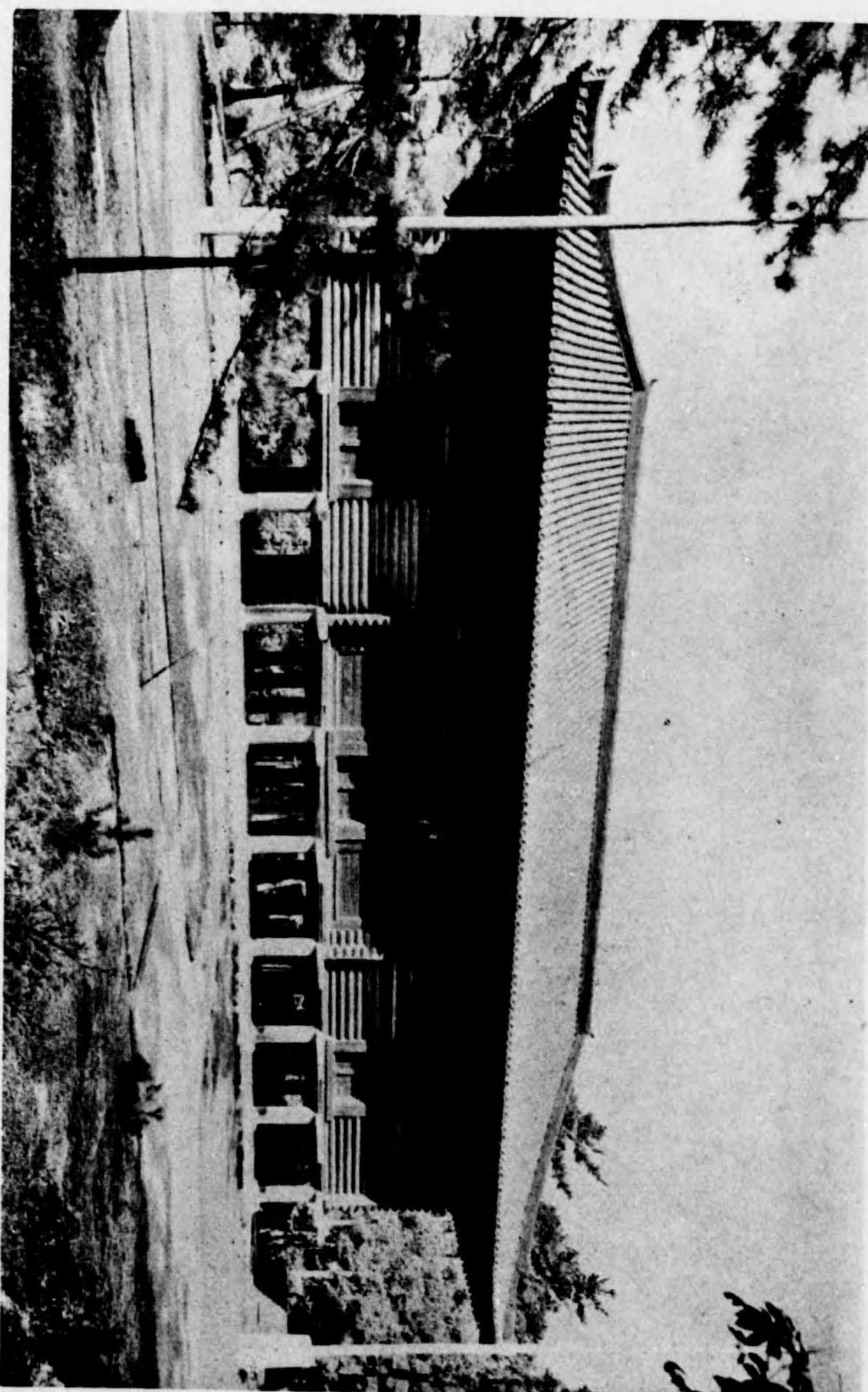
金法華經 一卷

文陀竭王經 一卷

奥書に「維天平十二年歲次庚辰三月十五日正三位藤原夫人云々」である。

毛細字法華經 一卷

卷尾に「長壽三尋六月一日」の年紀がある。



梓弓 目錄番號(一)



鞘(七)



白葛平胡祿(六)



右金銀錫莊唐大刀(八) 左蕨手橫刀(二三)

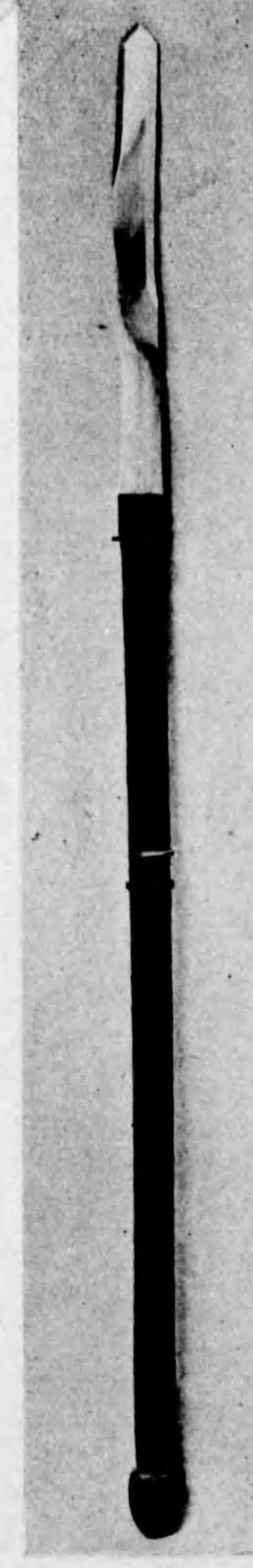


鉢有枝(一四)

鉢無枝(一五)



手鉢(二六)



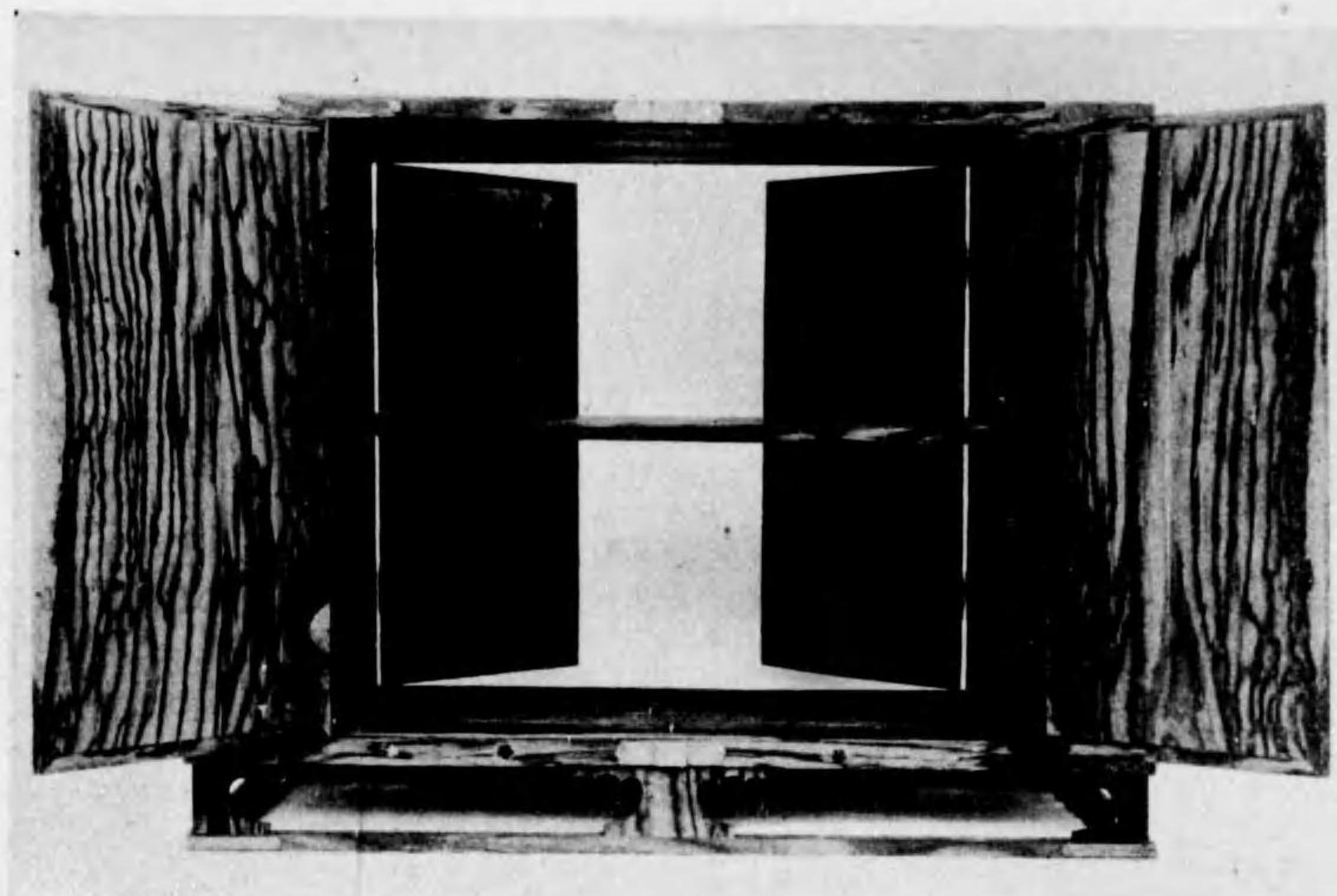
三

沈香樺纏筆（二八）

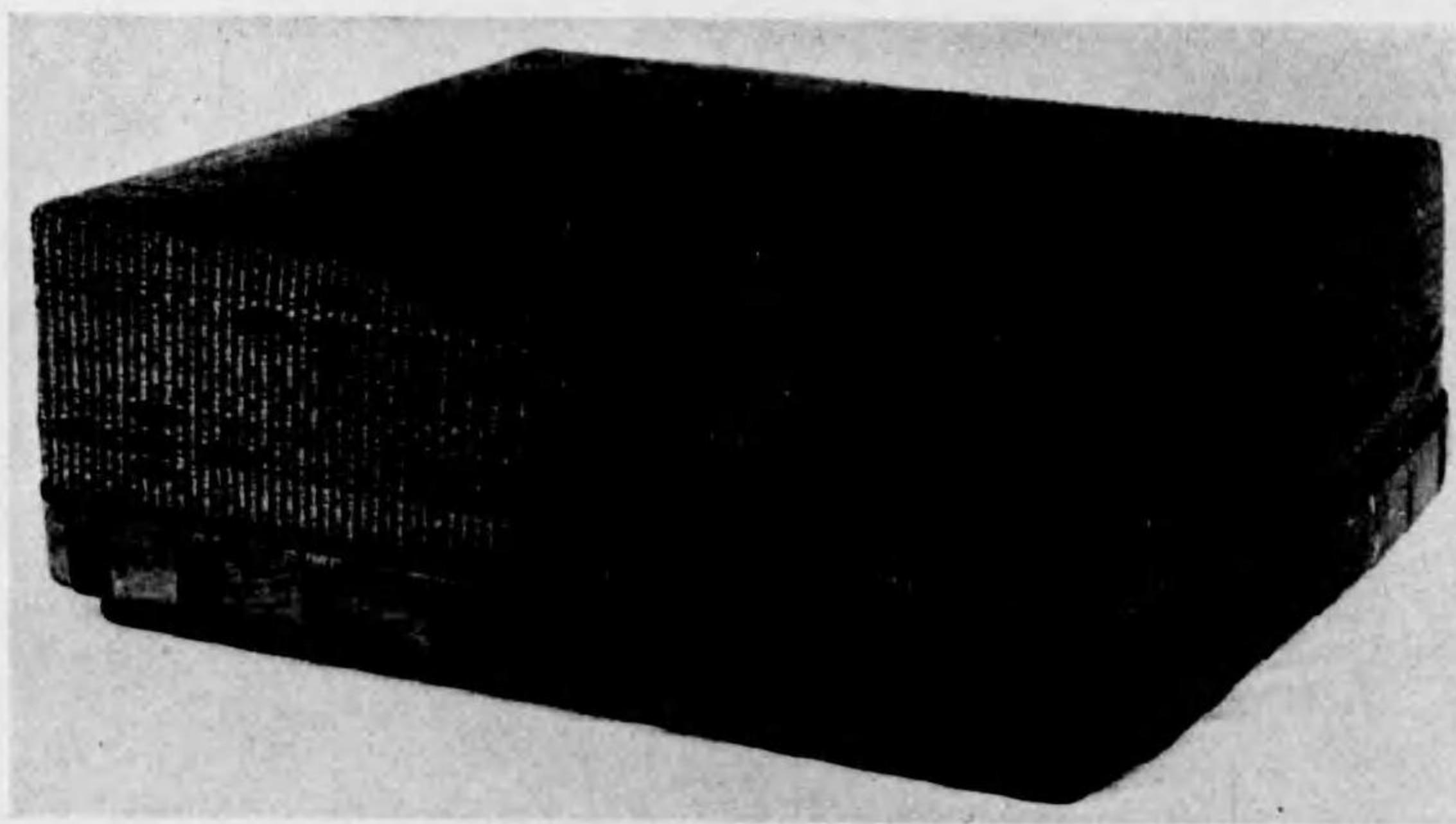


墨

紅牙撥鏤尺（二三）



（四二）子厨面兩柿黑



（五二）箱葛白

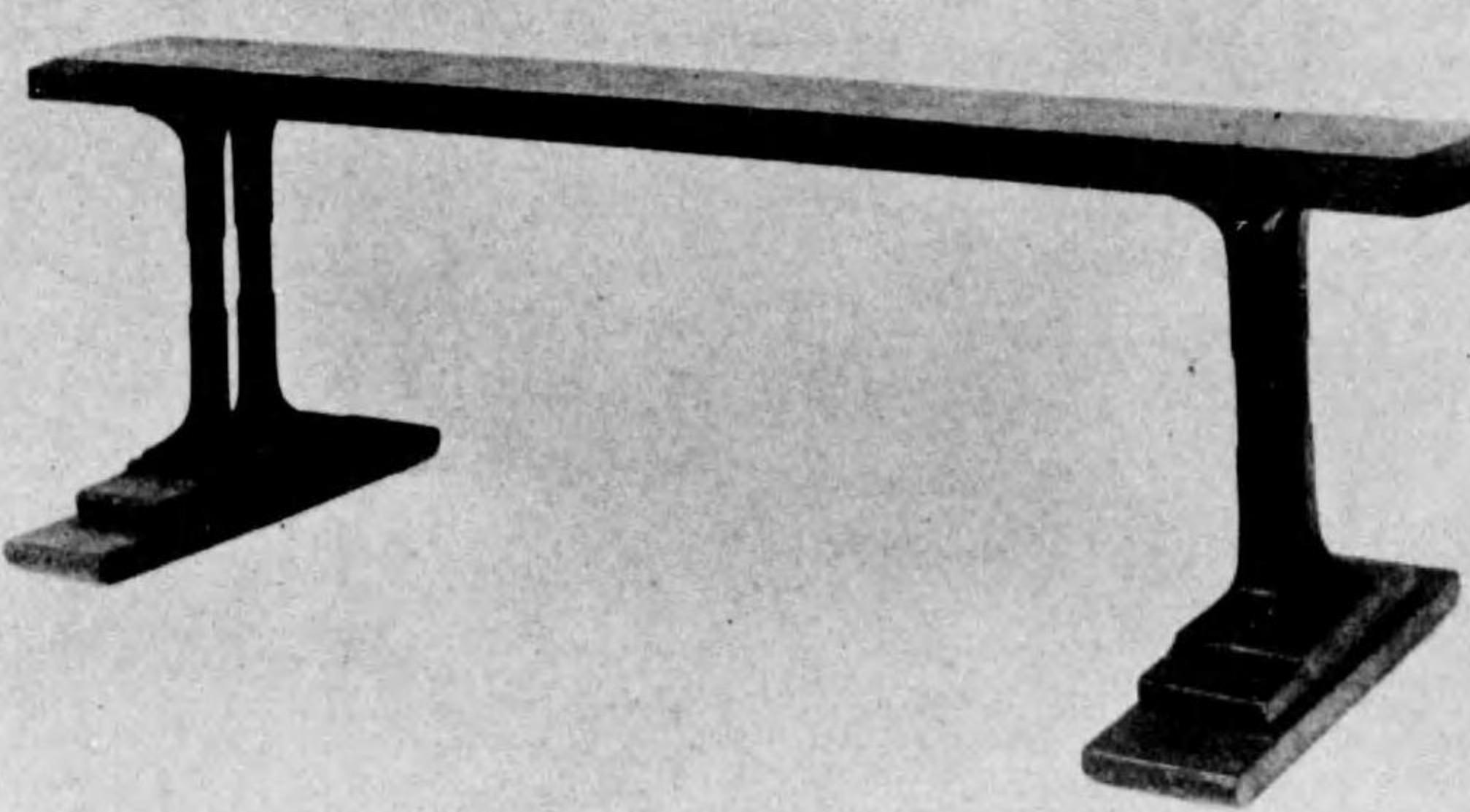
五

四

御野國大寶二年戶籍斷簡
(二七)

均政拾柒東壹杞半
類稻伍伯壹拾來參杞
租壹伯陸拾伍東合壹仟壹伯陸拾貳東肆杞
半用伍拾捌東祭神八束
神書通計半束定壹仟壹拾肆東肆
杞半
九神戶稻伍拾解除祀九牛九牛四分
之肆拾改解除
廿壹廿壹外伍合皆依稻肆均政拾柒東壹杞半
類肆伯伍拾貳東租壹伯壹拾參東合壹仟
陸拾貳東壹杞半用肆東神祭殘壹仟伍拾捌
來壹杞半
參杞
蒐足神戶稻伍拾捌東參杞種伍拾貳東祭神四束
神書通計半束至伍拾陸東
拾東參杞用伍拾肆東祭神八束
參杞
以前仅納大稅肆類并神戶租等數具錄如前謹解

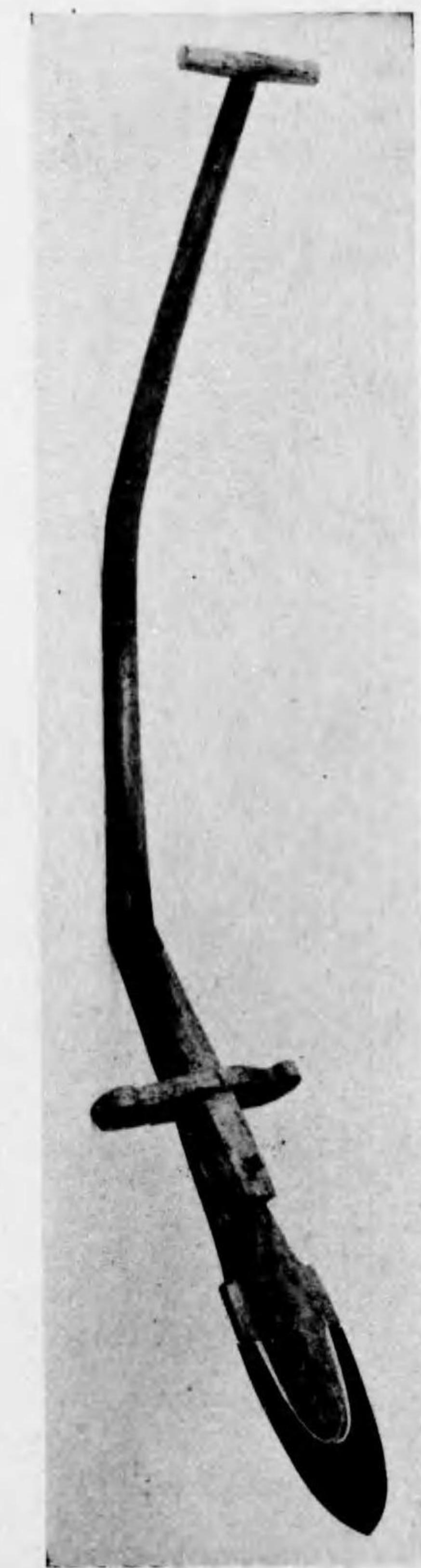
(〇三) 帳 納 收 稅 神 並 稅 大 年 二 平 天 國 倭 大



(三三) 軾 挾 漆

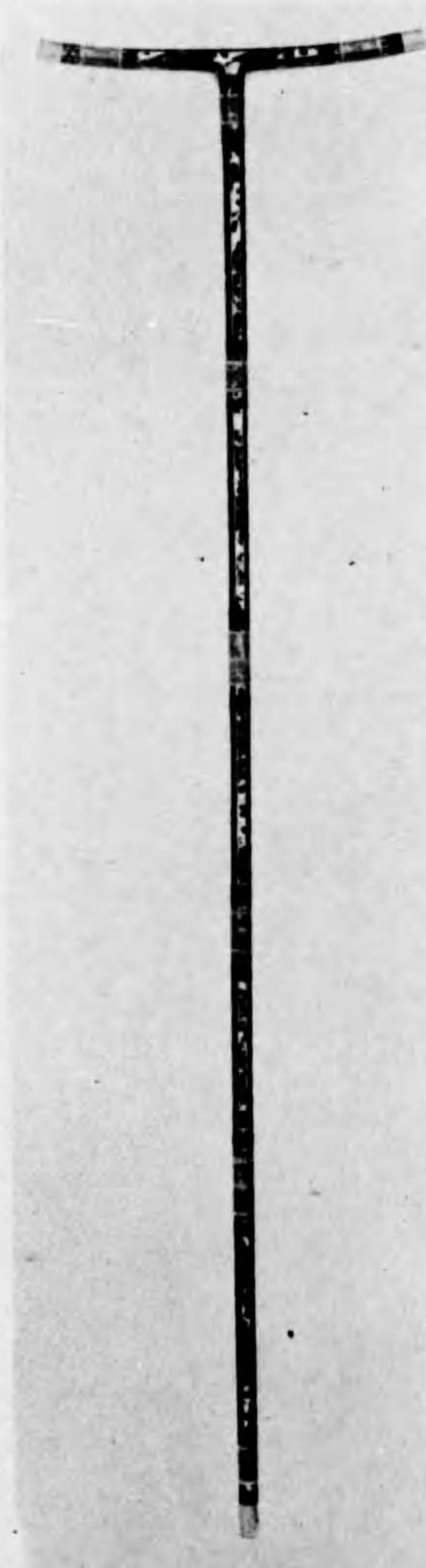
以前仅納大稅幾類并神戶租等數具歸如前謹解
舊使行省大邑朝臣 大國
天平二年正月廿日從舊上行省自號東寧國人高祖十載
吳仲行太保兼侍郎知事等職上達省主

太寶二年十月日逼丘丘下五百井造豐國
守真復丘上火始雷雷朝臣森勢復丘清鳴連鑿石
个勸復丘上許勢朝臣真弓恭追丘丘上紀朝臣官名

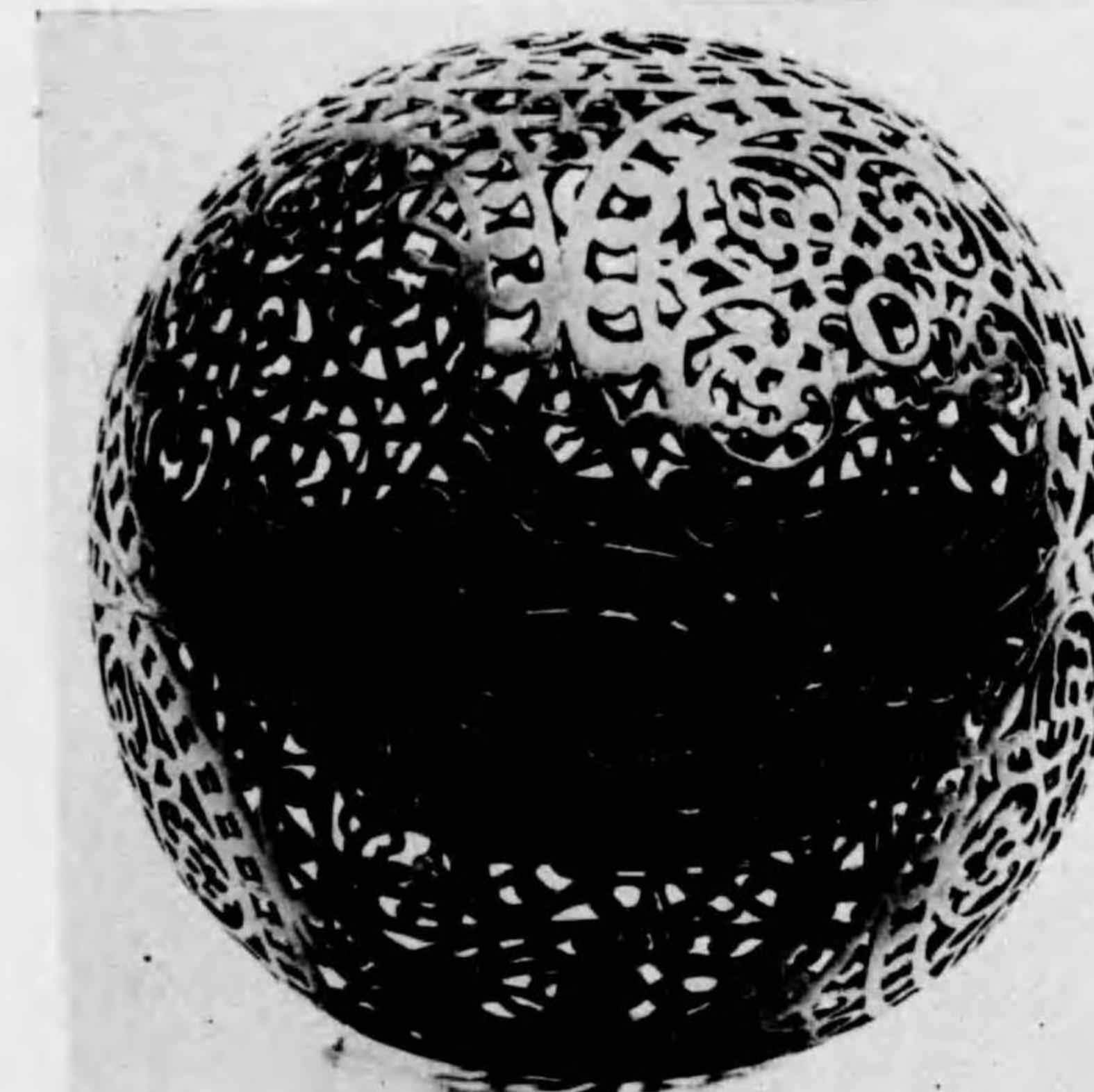


九

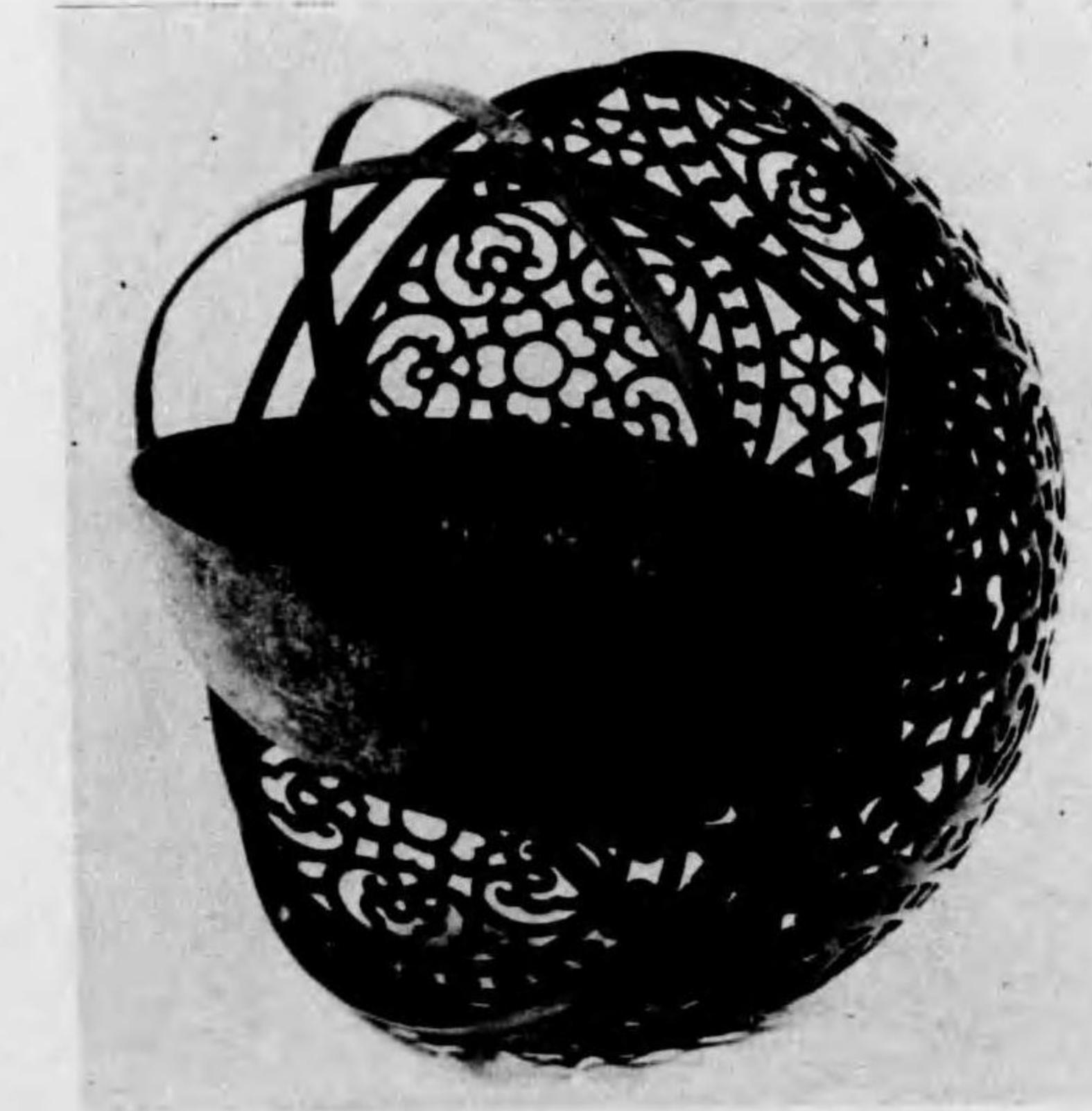
子 日 手 辛 鋤 (四〇)



璫 瑁 八 角 杖 (三九)



(五三) 爐 薫 銅



(五三) 部 內 上 同

八

沈香把鞘金銀珠玉莊刀子 (四二)



一〇

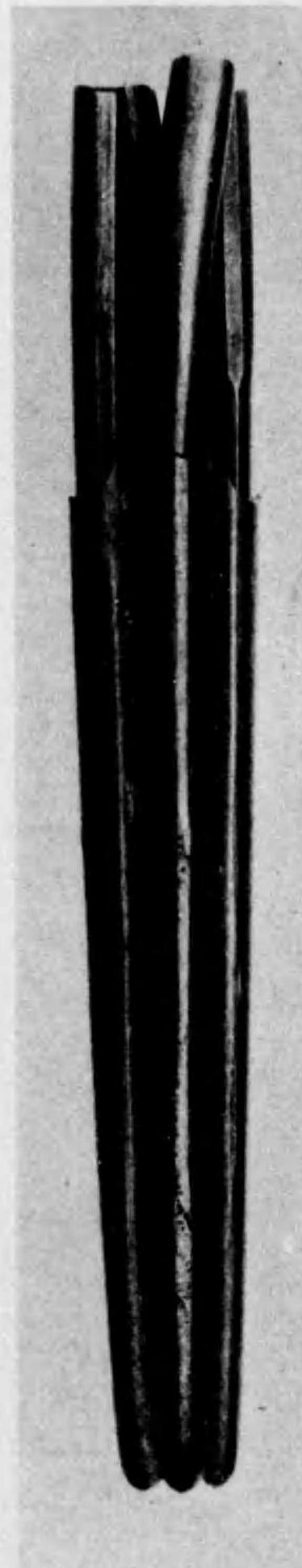
紫檀螺鈿把斑犀鞘金銀莊刀子 (四三)



棗把四合刀子 (四四)



棗把刀子 (四五)

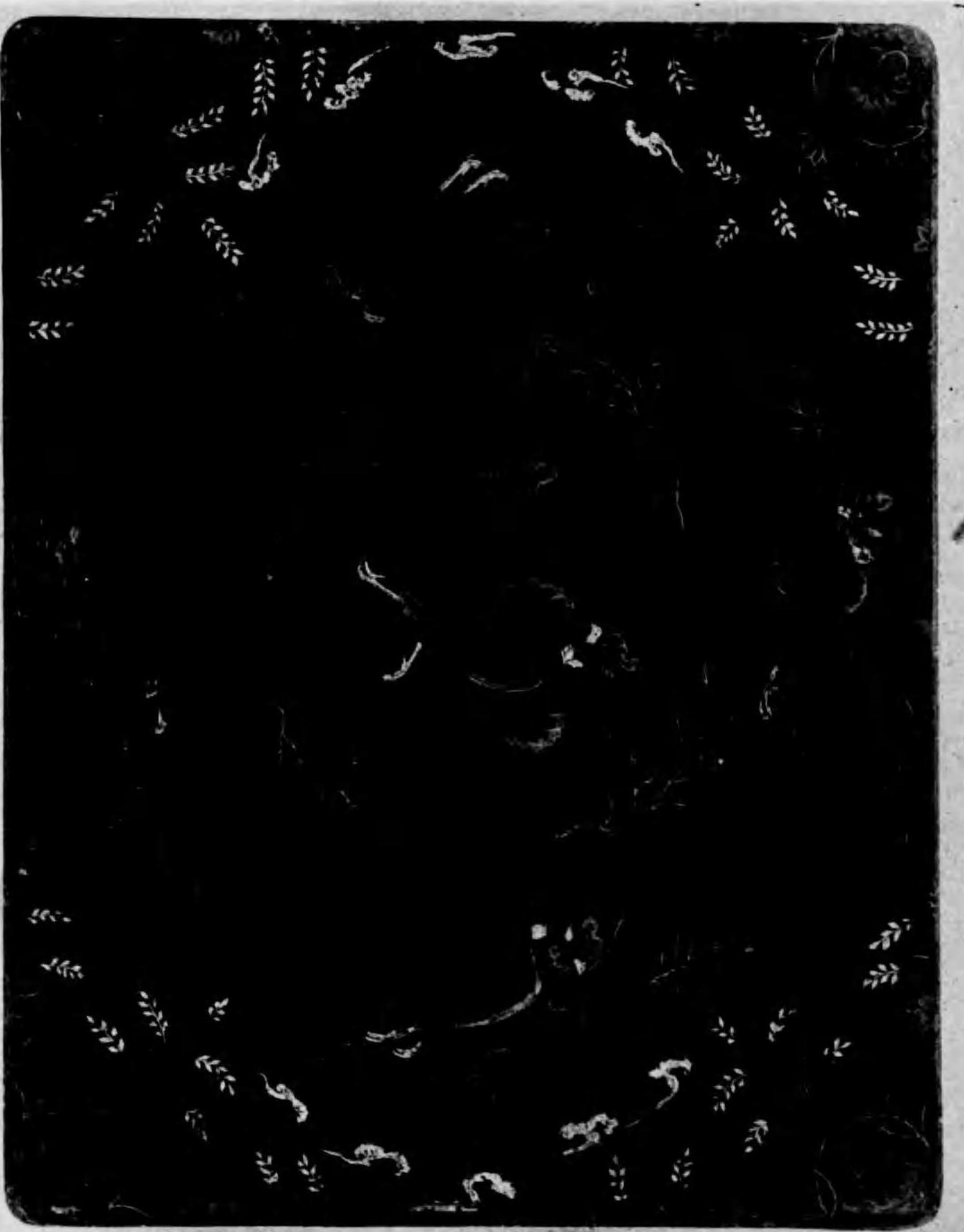


銅
鉋 (四五)

錯 (四六)



一一



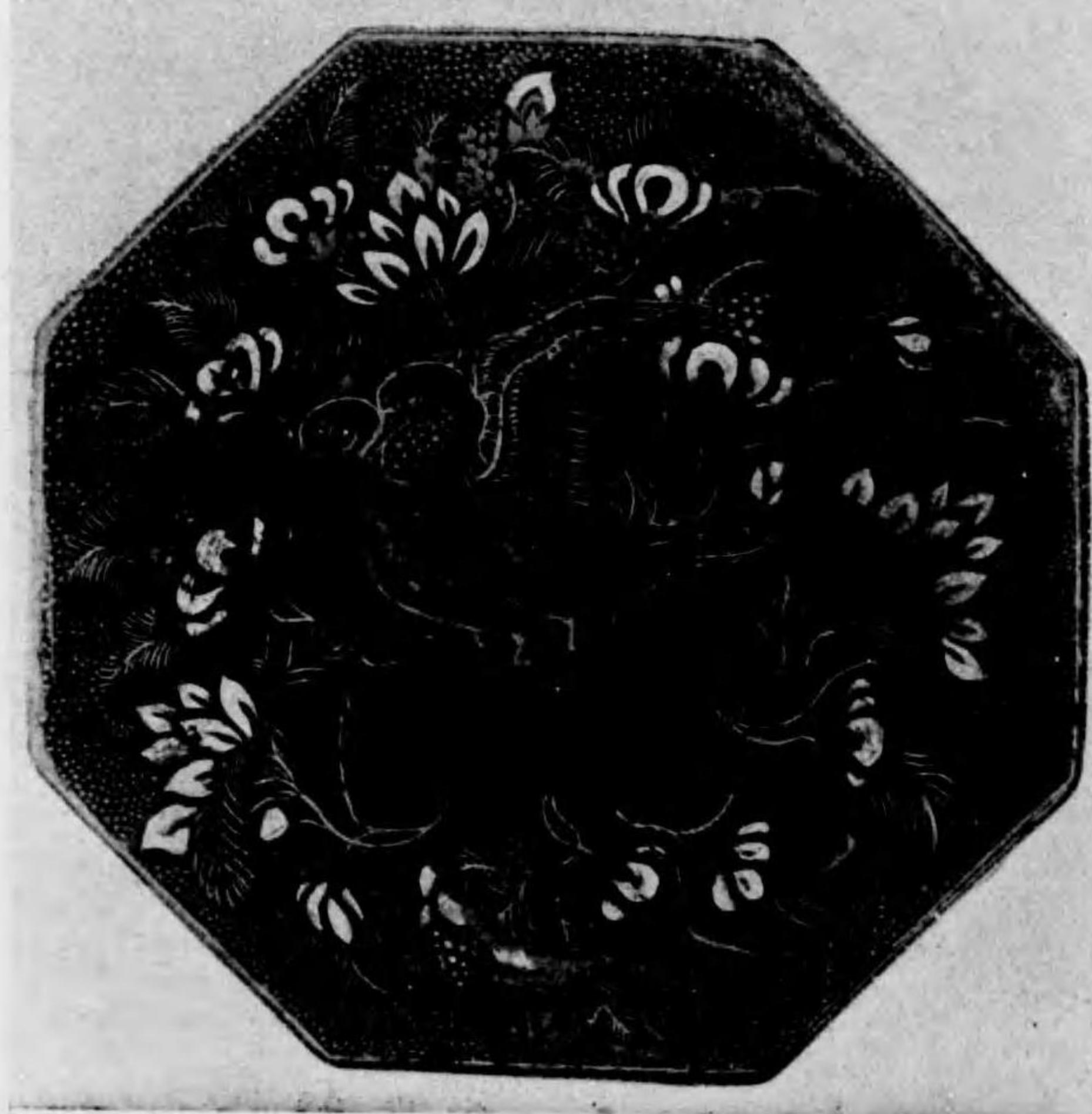
(八四) 箱 繪 彩 陀 密



(七四) 箱 皮 漆 脫 平 銀 金

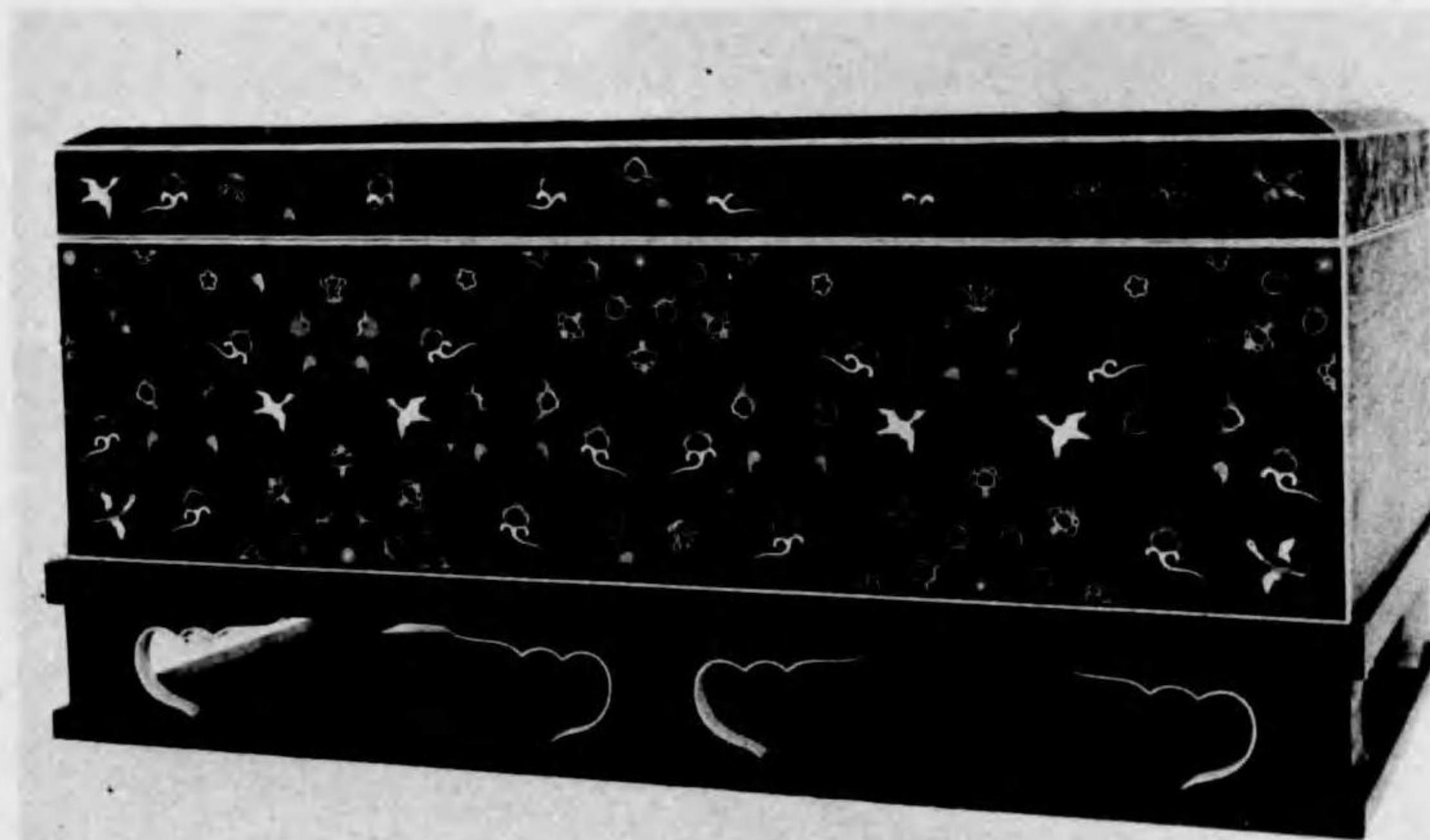


(三五) 壺 瑞 瑪



一五

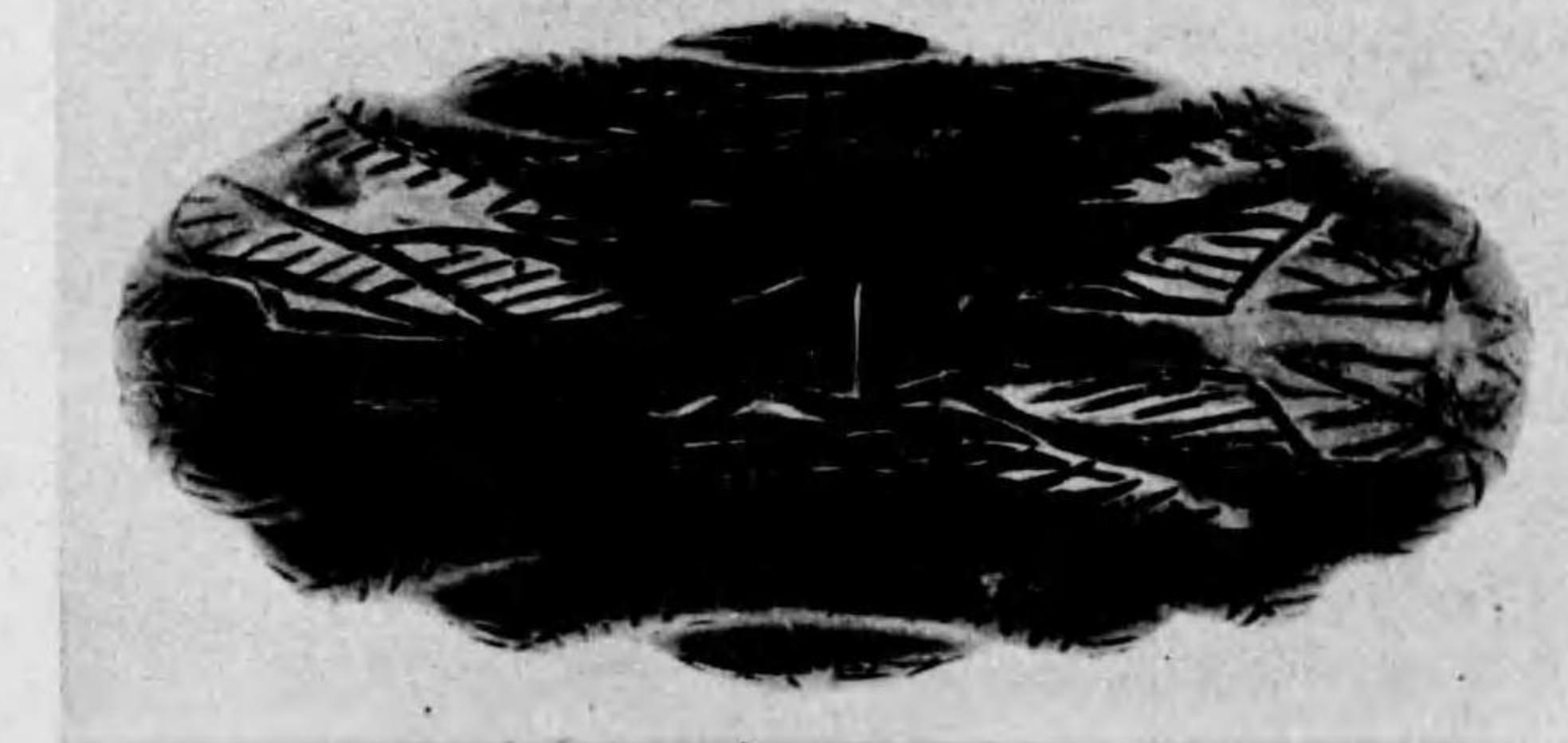
(四五) 箱 鏡 角 八 皮 漆



(九四) 箱 畫 木 檀 紫



一四

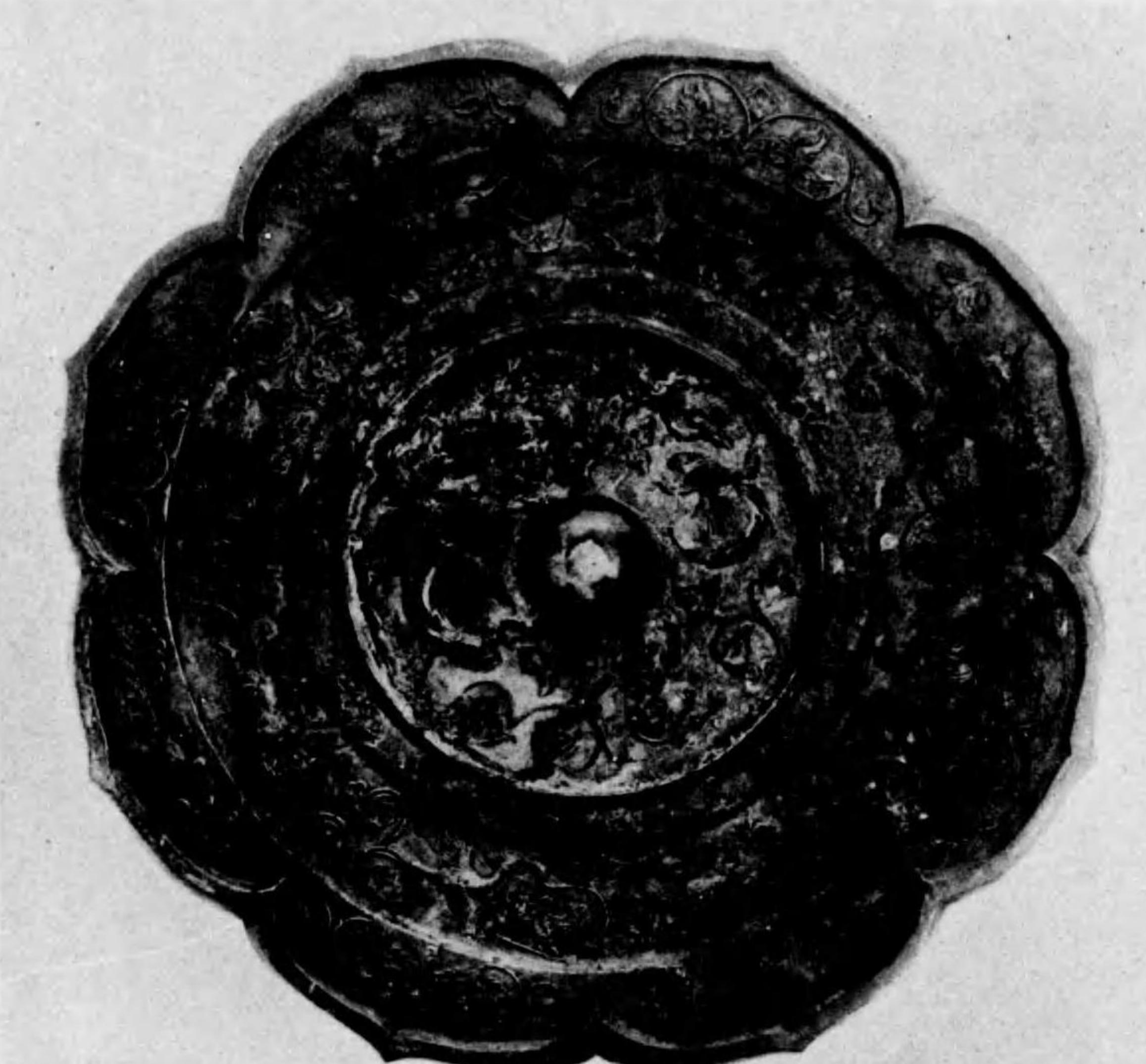


(二五) 壺 長 曲 二 十 玻 瑞 綠



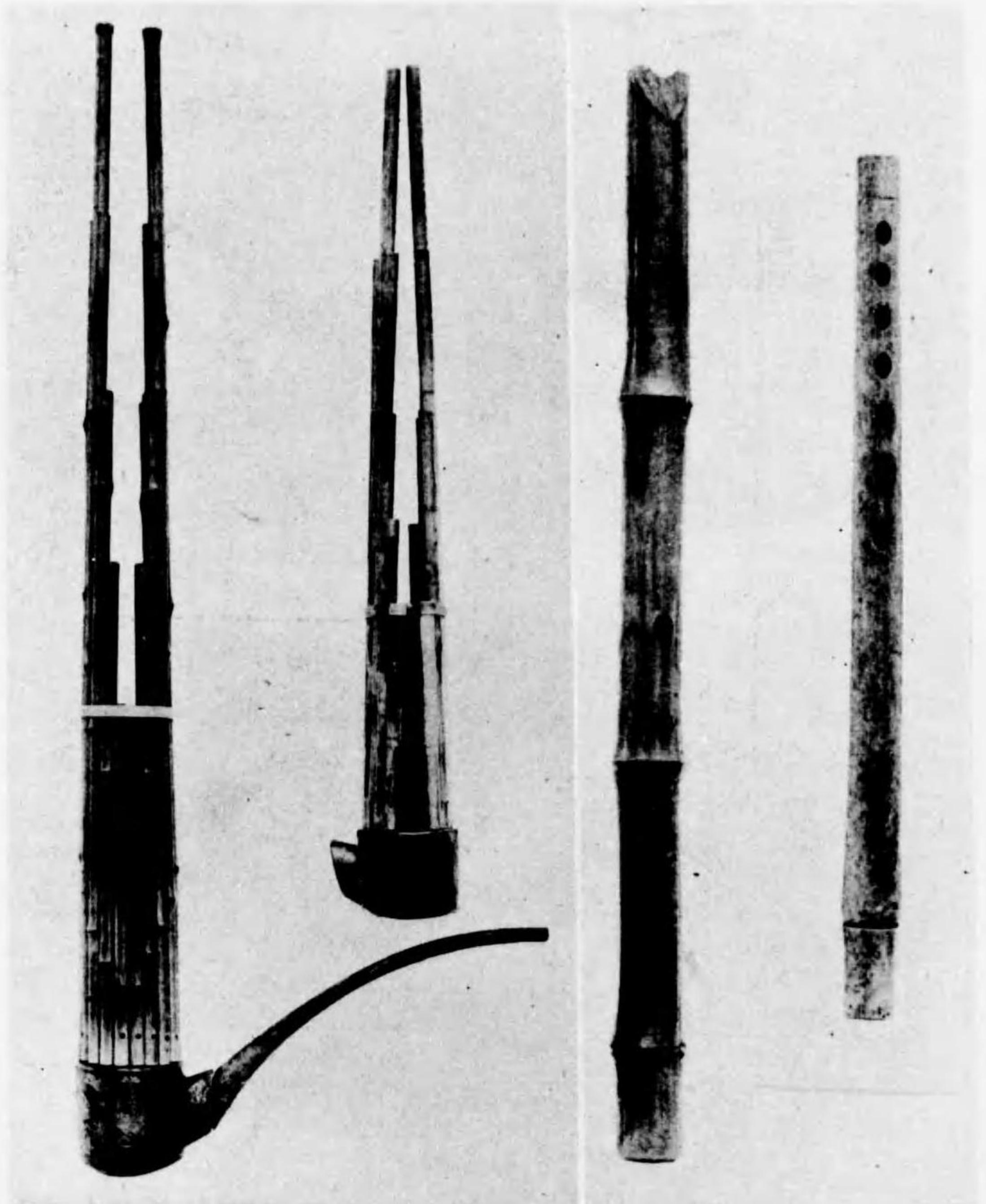
一七

(七五) 鏡 背 獸 鳥 水 山



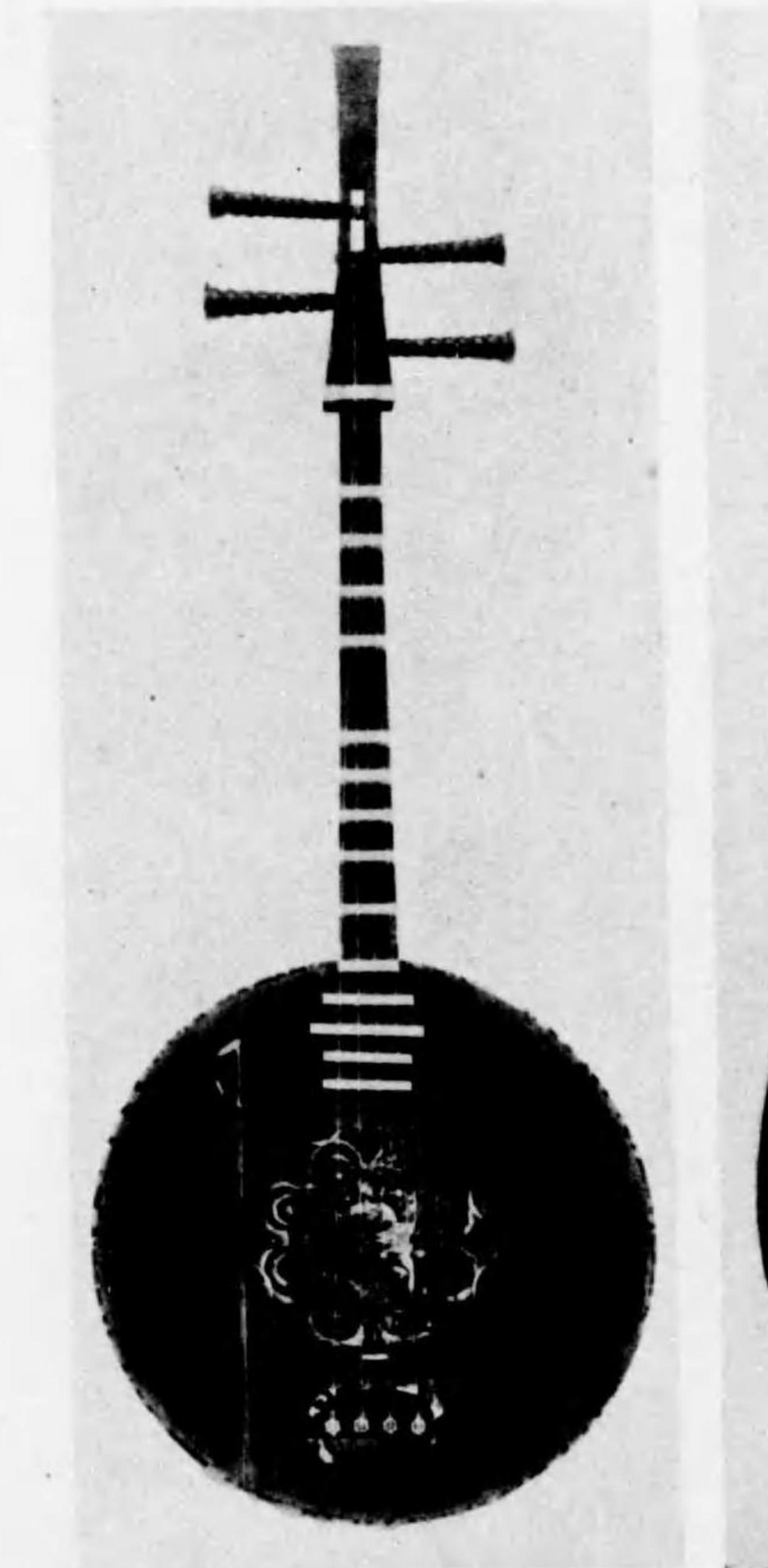
一六

(六五) 鏡 角 八 背 花 獸 鳥

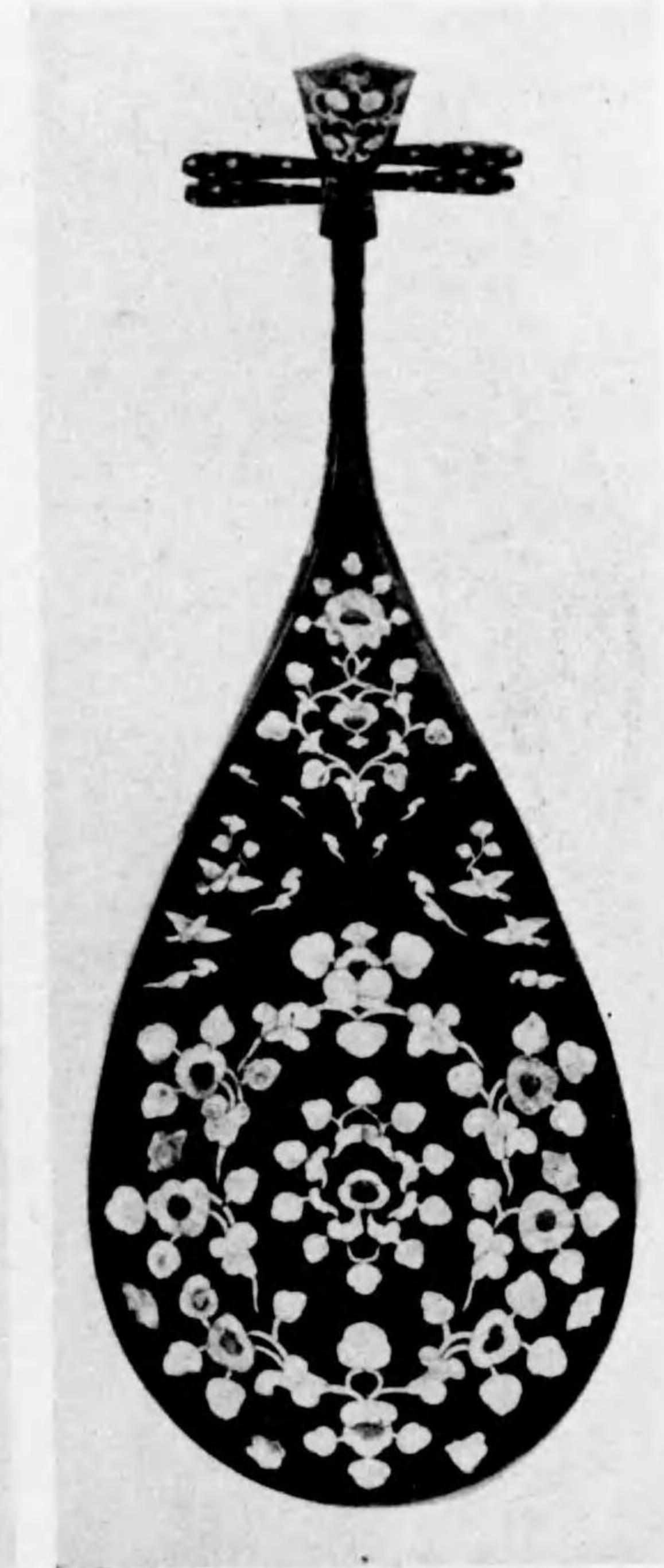


竽 竹 吳 筝 竹 吳
(二六) (三六)

八 尺 竹 吳 笛 橫 牙
(〇六) (一六)



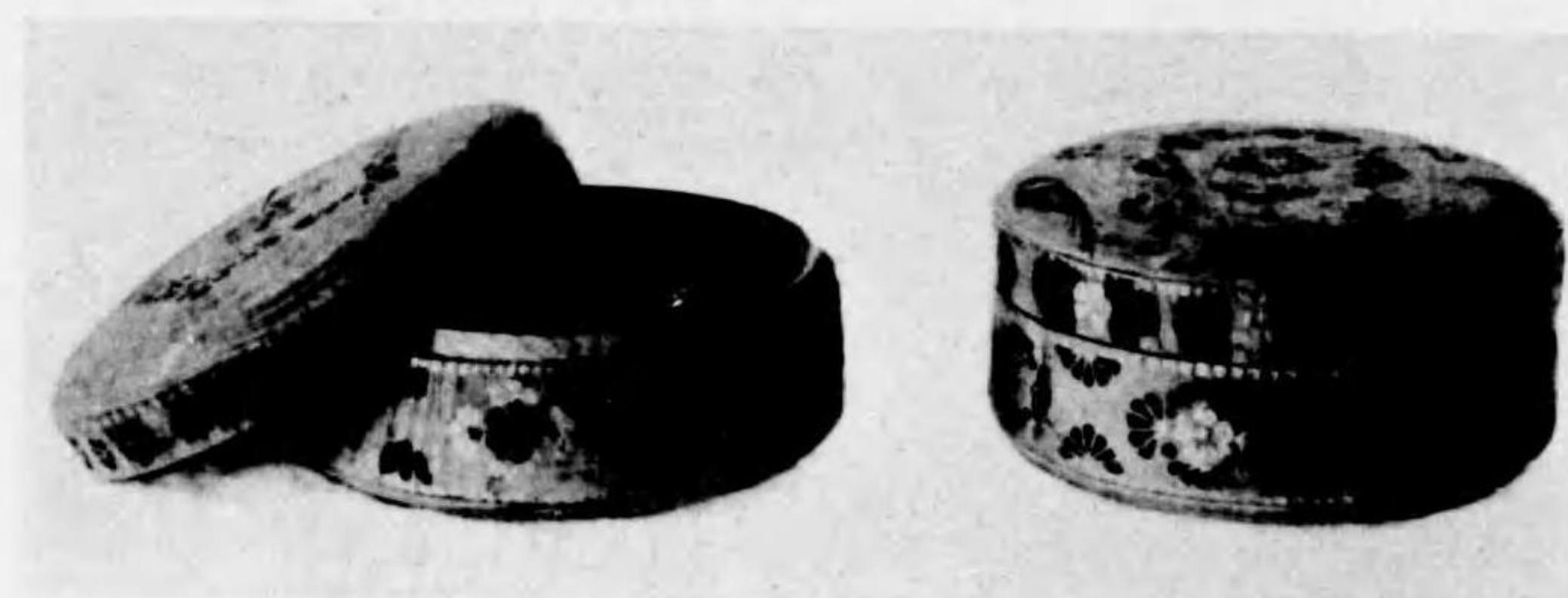
咸 阮 木 桑
(九五)



琶 鋼 螺 染 芳 蘇 枫
(八五)



(〇七) 局 草 書 木 木 桑



(一七) 子 合 子 草 繪 銀 金



(八六)



(六六)



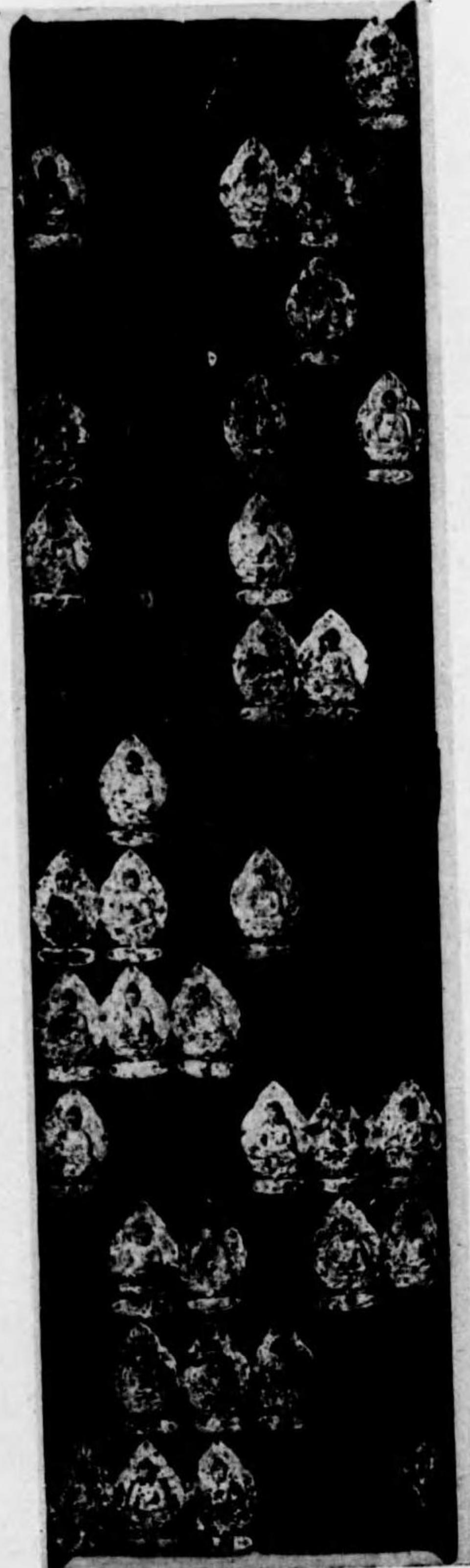
二〇
(七六)
面 樂 伎



(六七) 圖 水 山 布 麻



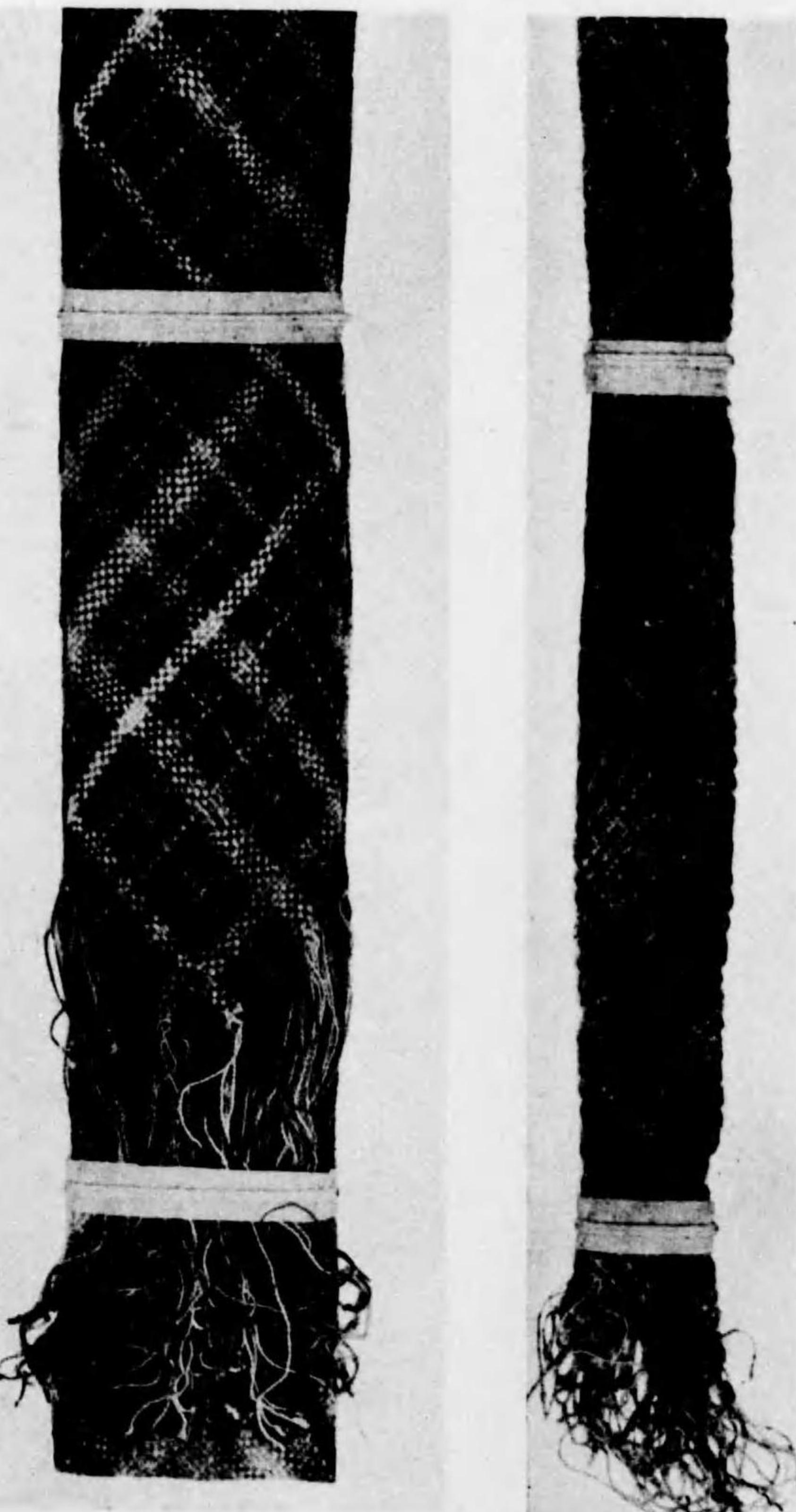
漆佛龕屏繪模寫圖 (七五)



漆佛龕屏繪 (七四)

二二

二五



(三八) 帶 條 色 雜

二四



(七七) 圖 薩 菩 布 麻

優婆塞優婆夷貢進解（八六）

借錢解等（八八）

二六

謹解 中育出家人事

奉國連僧甘

開闢日根都可美鄉全羅道文殊院

讀經

法華經一部

藏林王經一部

注

雜摩經一部

注法華經一部

涅槃經一部

雜摩玄一部

法華玄一部 燕論一卷

法華遊意一卷 三論

以前經論父方清如件謹解

合壹伯肆拾文
右件錢者來五月之內依貢
本利共將進納仍注具事狀以解
寶龜四年四月六日財歲足

謹六傳印

行持不外立之佈文

卜馬卷

行持利至玉文

九月廿四丙子之丙午文利五月又廿四

謹解 申請借錢事

合壹伯肆拾文

右件錢者來五月之內依貢

本利共將進納仍注具事狀以解

寶龜四年四月六日財歲足

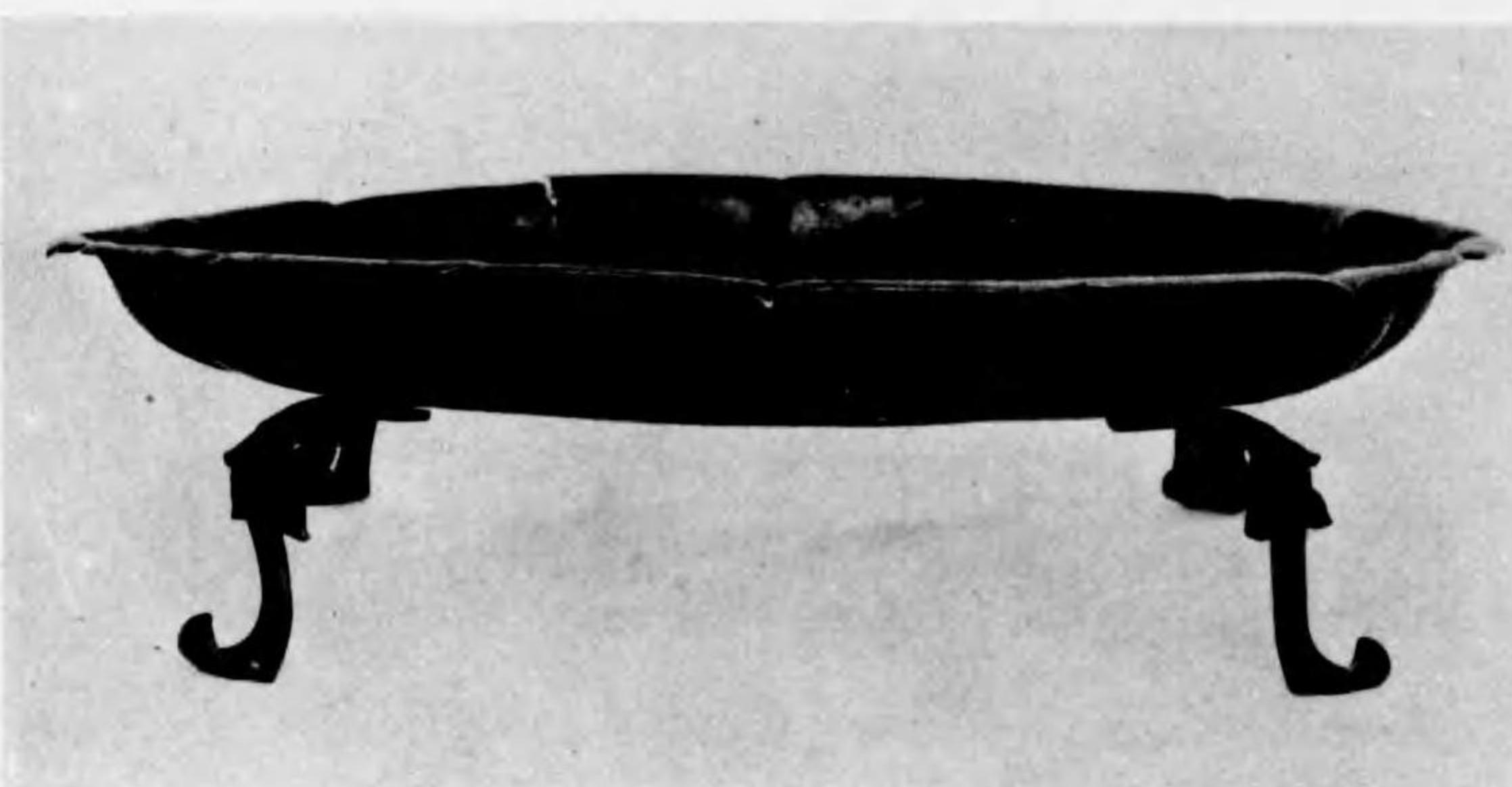
謹六傳印

行持不外立之佈文

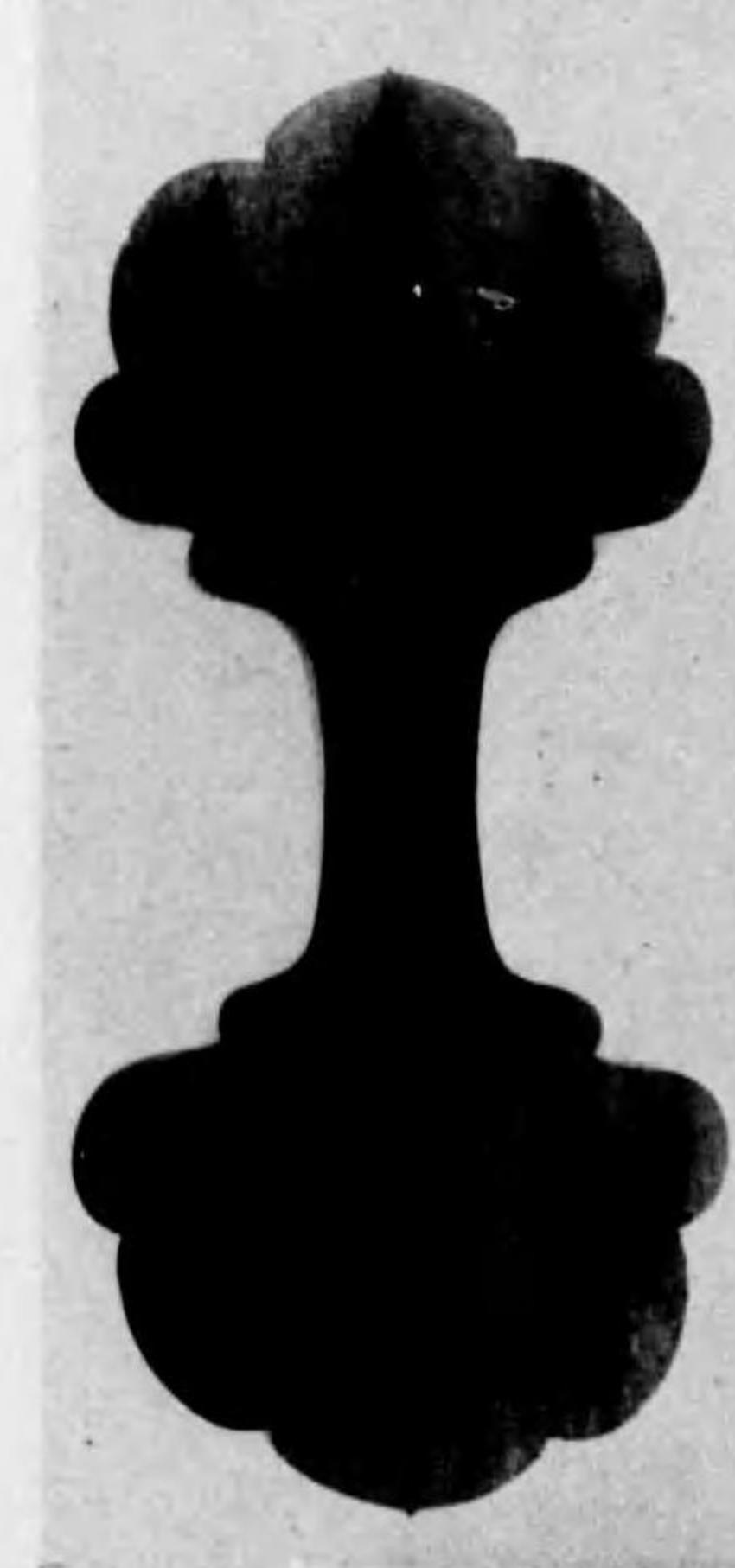
卜馬卷

行持利至玉文

九月廿四丙子之丙午文利五月又廿四

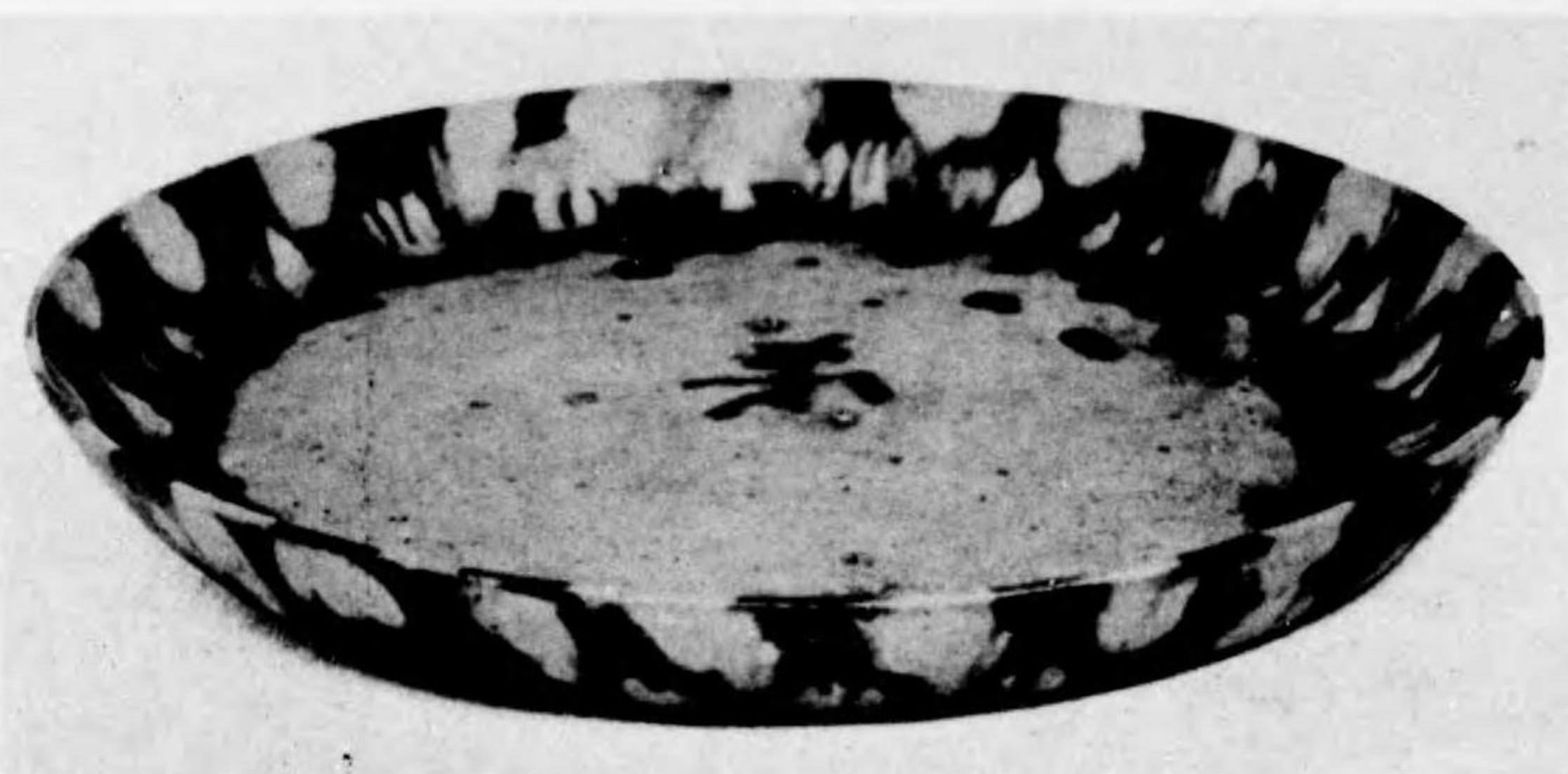


(四一) 盤 花 銀



(六一) 箱 鉛 三 木 素 及 (五一) 鉛 三 鐵

二七

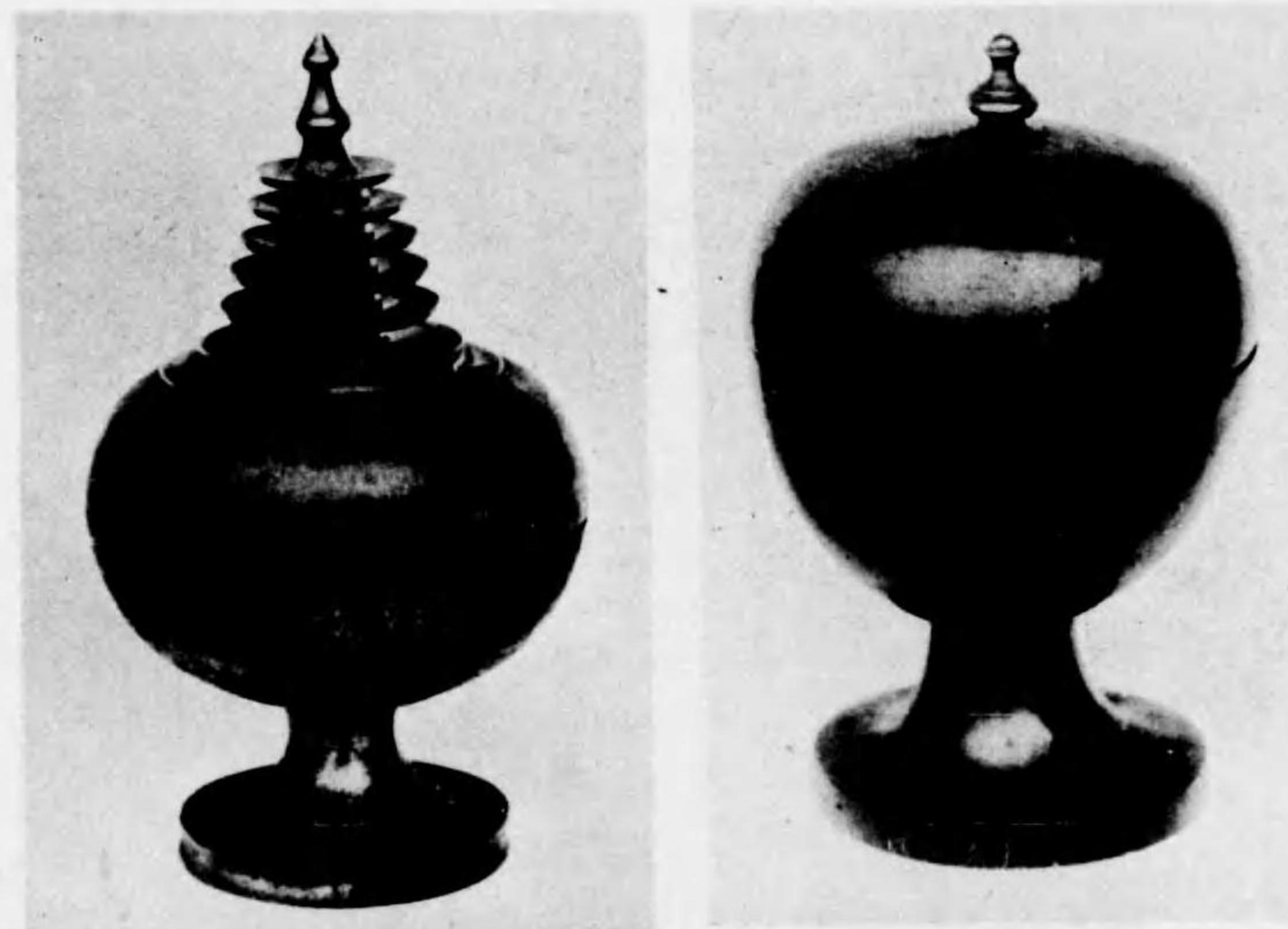


(七二一) 皿 磁



(八二一) 皿 磁

二九



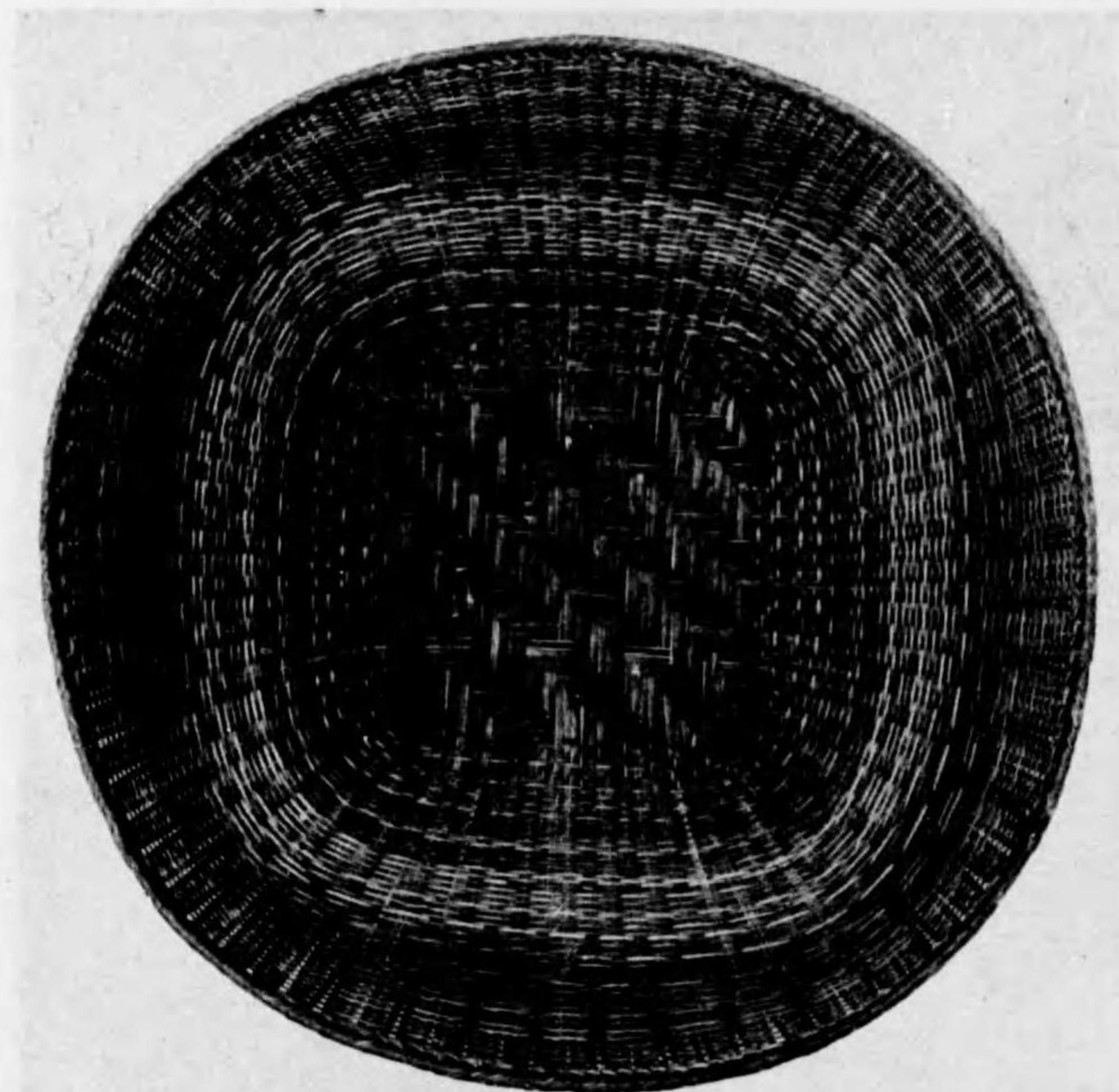
(二二一) 子合理波佐

(〇二一) 子合銅赤

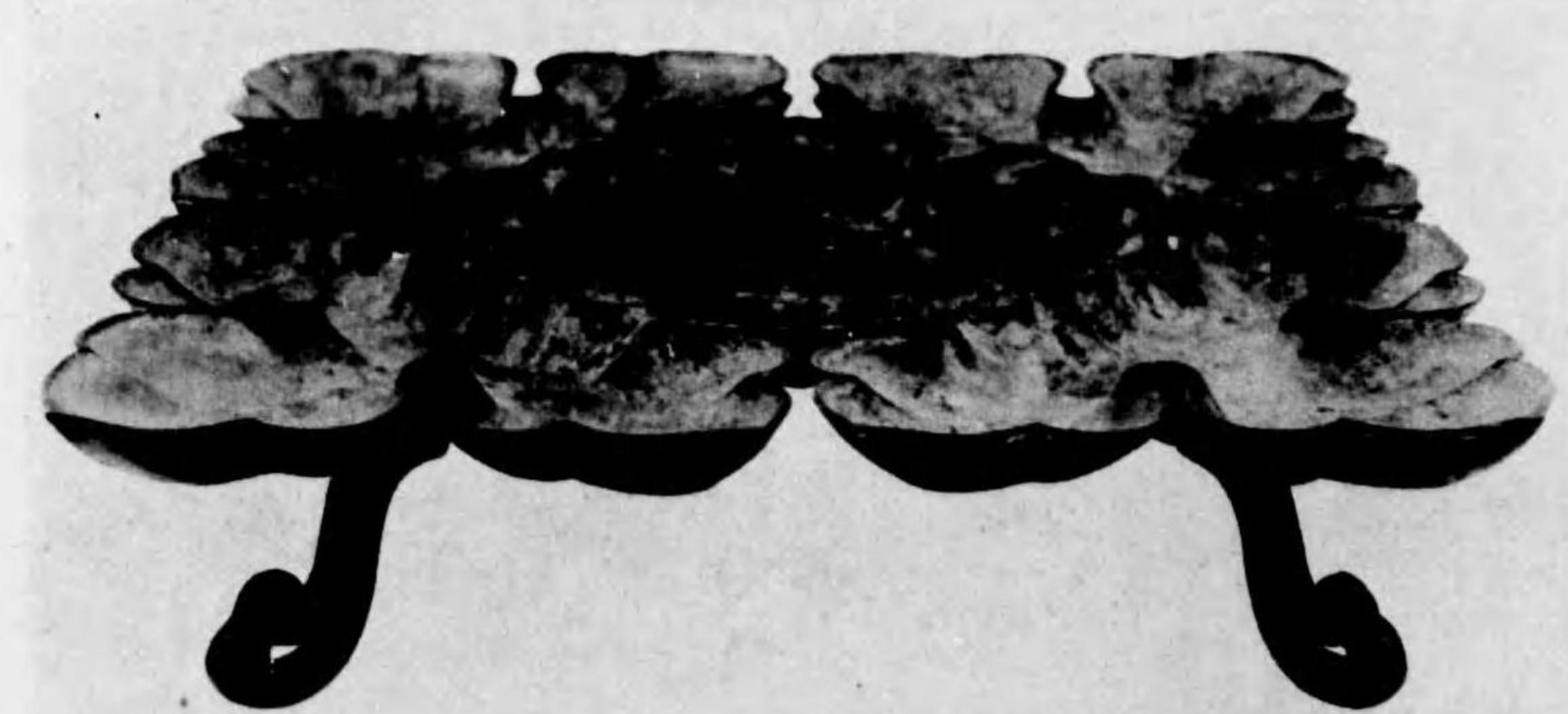


(四二一) 鉢 銀

三八

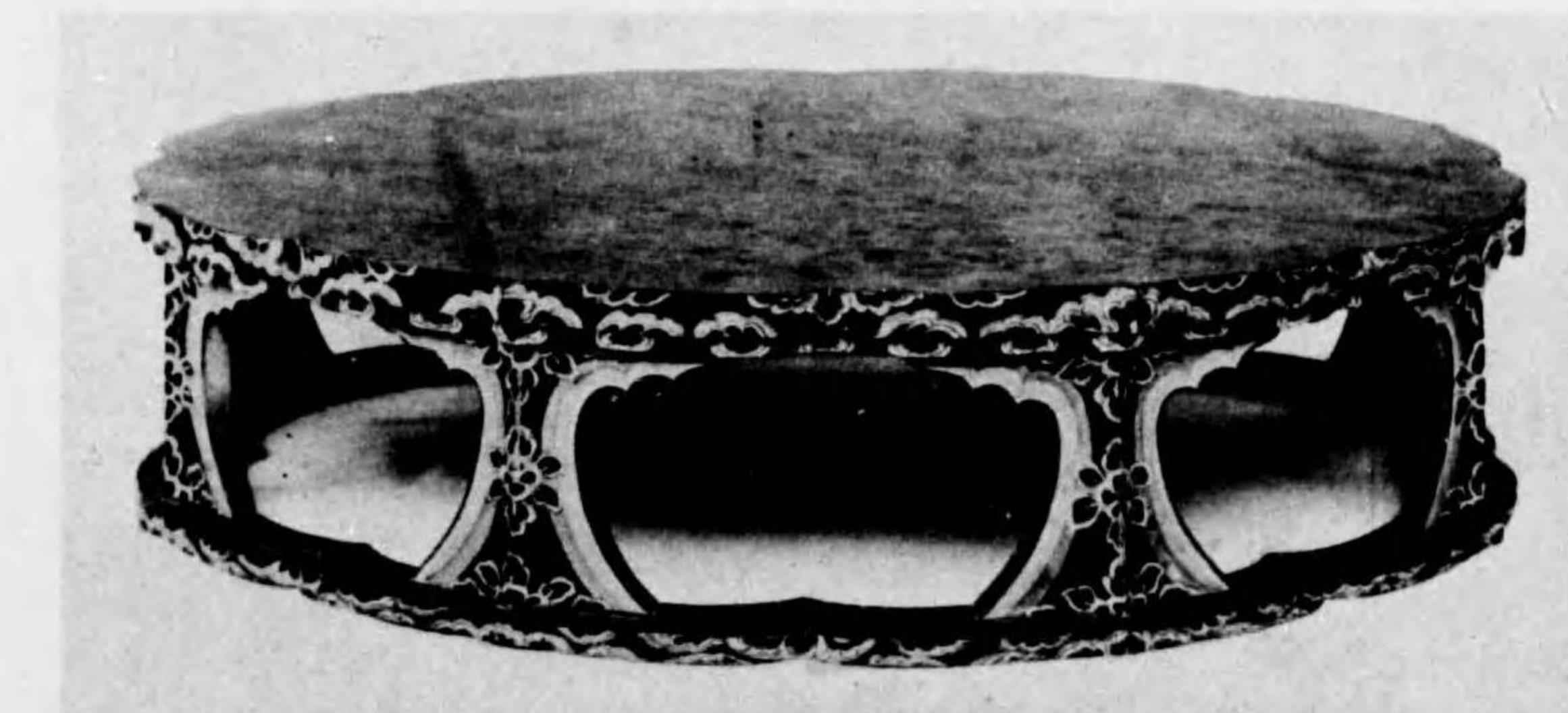


淺形花籃（一三五）



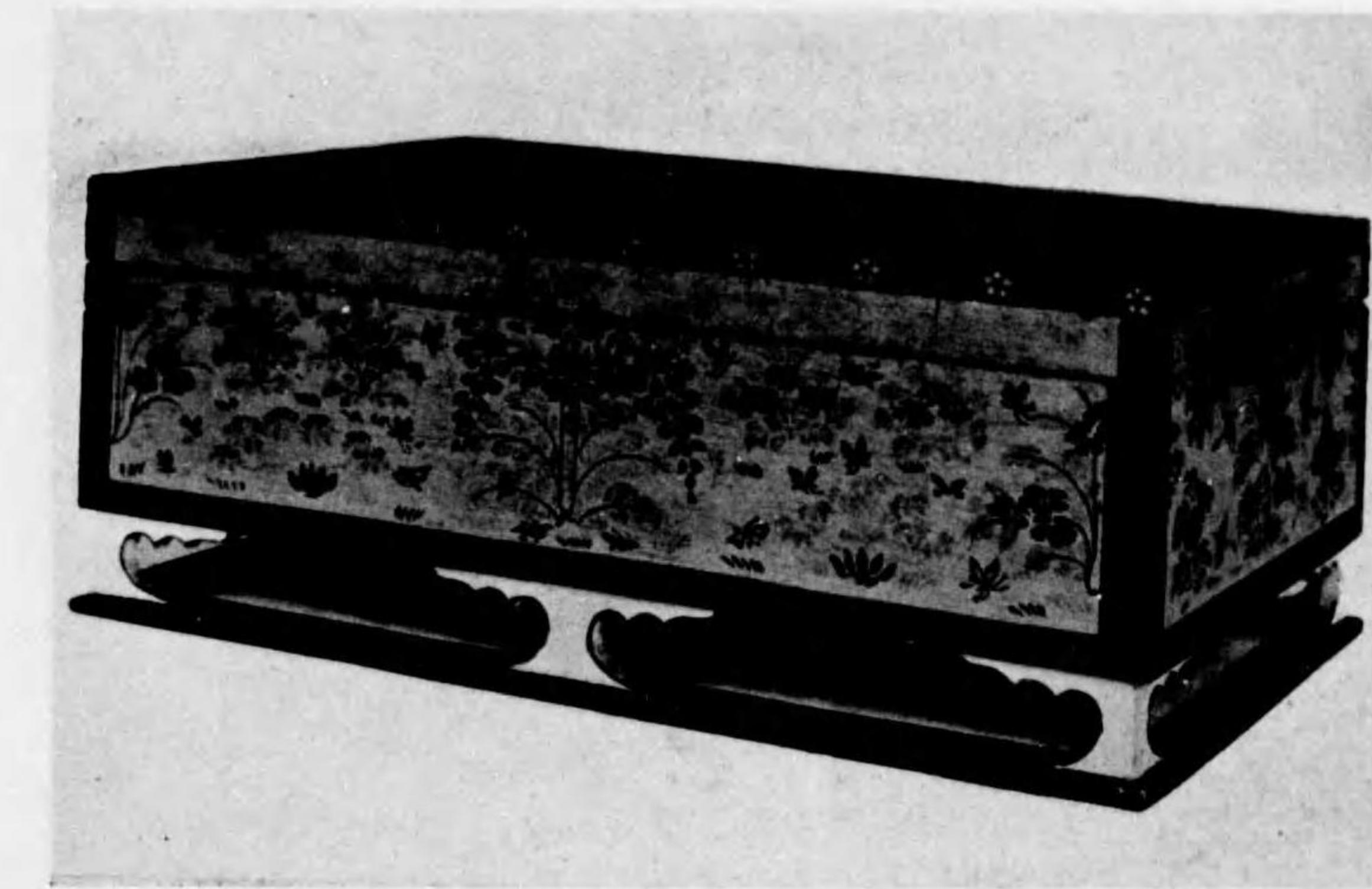
三一

（七三一）盤形花繪彩漆



三〇

（一三一）八角繪彩地粉



（九二一）碧地繪銀金箱

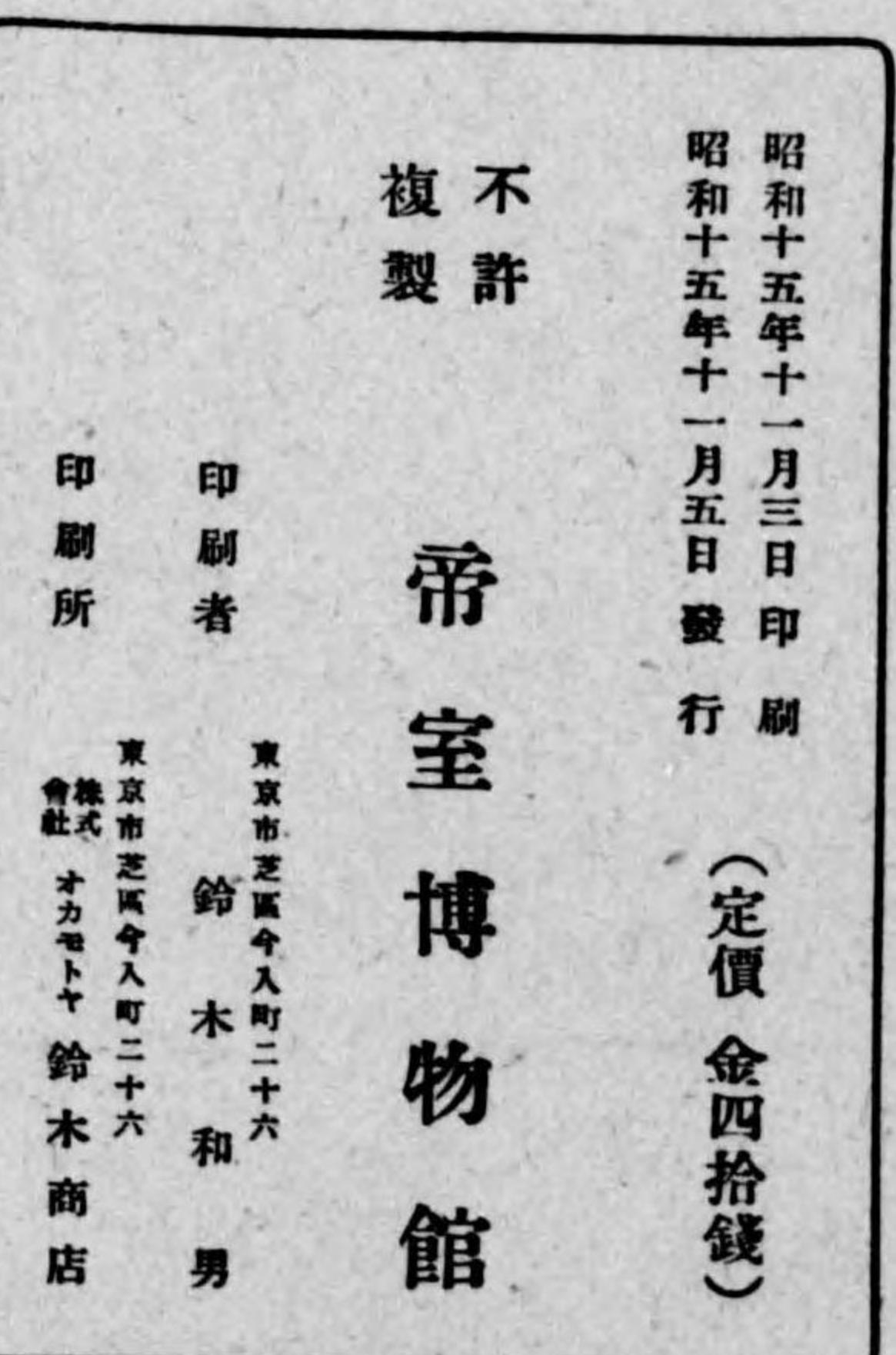
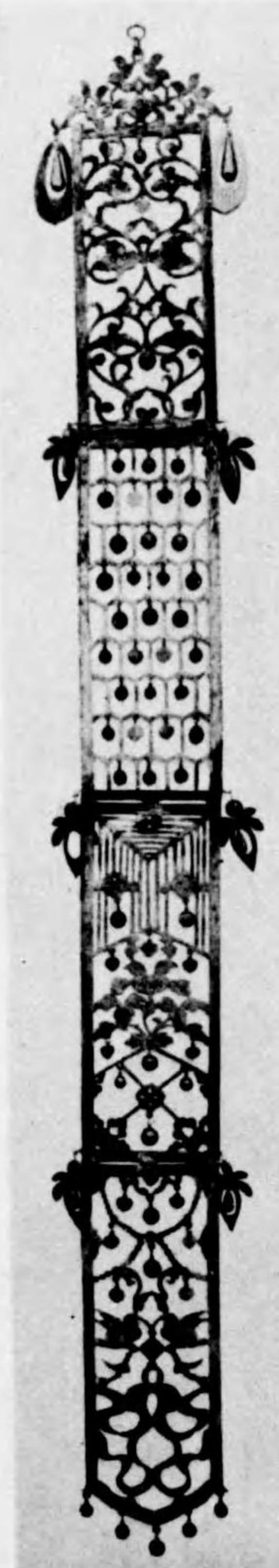
金銅花鬘形鳳凰裁文（一四一）



金銅幡（一四四）



金銅鎮鐸（一四〇）



912
8

912
8



終